

部(局・室)の目標・取組方針(成果)について

(令和6年度部(局・室)の目標・取組方針・令和5年度部(局)の目標・取組の成果)

【目次】

| | |
|-----------------|----|
| (1) 議会事務局 | 1 |
| (2) オンブズマン事務局 | 2 |
| (3) 企画政策部 | 3 |
| (4) 協創推進室 | 5 |
| (5) 総務部 | 6 |
| (6) 市民経済部 | 8 |
| (7) くらしと文化部 | 10 |
| (8) 子ども青少年部 | 12 |
| (9) 健康福祉部 | 14 |
| (10) 都市整備部 | 16 |
| (11) 環境部 | 18 |
| (12) 会計課 | 20 |
| (13) 下水道部 | 22 |
| (14) 教育部 | 24 |
| (15) 監査委員事務局 | 26 |
| (16) 選挙管理委員会事務局 | 27 |

組織改正に伴い担当部署、事務分掌の変更等がある場合には、それぞれの年度当初時点における所管部署にて記載している。

議会事務局の目標

議会事務局長：飯島 武彦
常勤職員数：10人(令和6年4月1日時点)

■局の役割

- ①多摩市議会の本会議に関すること
- ②常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会に関すること
- ③協議会等各種会議に関すること
- ④議員の身分に関すること
- ⑤議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関すること
- ⑥議会広報の編集及び発行に関すること

令和6年度

■局の目標

議会事務局は、議会が市民の生命、生活を守ることを最優先に、議会基本条例に則り、さらに市民に身近な、協議する議会となるよう支援していくことを局の目標にする。

■局の取組方針

議会の適正かつ円滑な運営を補佐する。
また、災害等への危機管理や法令順守を念頭におきながら、コロナ禍前の業務の再開と効率化、DXへの対応を進める。
さらに、議会基本条例の理念を実現するための議会活動を支え、積極的な情報公開を行う。

■具体的な取組

- 1 市の意思決定機関として、危機管理を念頭におきながら、議案や陳情等への対応を適切に行い、本会議及び委員会の適正かつ円滑な運営を補佐する。
- 2 本庁舎建替基本計画特別委員会、決算事業評価、議会基本条例の検証などを実施し、あわせてシステム更新やDXへの対応について支援する。
- 3 コロナ禍により中止していた議会報告会、市民との意見交換会、行政視察等が本格的に再開されることに伴い、各事業の目的が達成できるよう委員会の活動を補佐する。
- 4 政務活動費について、引き続き適正な執行を補佐するとともに、用途基準の適切な見直しを支援する。
- 5 議会だより・公式ホームページ・SNS等を活用して会議日程や視察の状況、本会議及び委員会の会議録など、積極的に情報を発信していく。

令和5年度

■局の目標

議会事務局は、議会が市民の生命、生活を守ることを最優先に、議会基本条例に基づいて市民に開かれた、わかりやすい議会活動を行い、さらに市民に寄り添った議会となるよう支援していくことを局の目標にする。

■局の取組方針

改選により新たな構成となる議会の、適正かつ円滑な運営を補佐する。また、災害や新型コロナウイルス感染症への対策をはじめとした危機管理を念頭に置きながらも、コロナ禍の経験を踏まえた工夫をしつつ、平常時の業務の再開と議長会関係の業務増に対応していく。
さらに、議会基本条例の理念を実現するため、合議制の機関としてしっかりと議論のできる議会活動を支え、積極的な情報公開を行う。

■具体的な取組

- 1 任期満了に伴う改選後の新議員への対応を適切に行い、議会の新たな体制を決定する臨時議会の適正かつ円滑な運営を補佐する。
- 2 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が変更されることに伴い、議会機能の維持を第一としながらも、ICTの活用や業務の効率化などコロナ禍による経験を踏まえた手法を取り入れながら、議会運営及び視察や市民意見の聴取などの取組を補佐する。
- 3 通常の議会運営に加え、第六次総合計画や多摩市役所本庁舎建替などの大きな課題に対しても、議会として適時・適切に対応できるよう補佐していく。
- 4 議会のインターネット中継を継続していくとともに、タブレットやオンライン会議、災害時におけるICTの活用などに係る検討・訓練を支援する。
- 5 議会だより・公式ホームページ・フェイスブック等を活用して会議日程・会議結果・視察などに係る情報発信を行い、本会議・委員会等の会議録についても会議録検索システムや公式ホームページに掲載するなど、積極的に情報を公開していく。

(成果)

- ⇒ 改選後の新議員に対して、議員説明会や新議員研修会を開催し、議会の仕組みや市の業務等について案内した。また、議員改選に伴う臨時会については、入念に準備をし、円滑に運営することができた。
- ⇒ 新型コロナウイルス感染症に対する特別な対策は終了したが、換気等に配慮しつつ、定例会及び委員会等を開催した。また、再開した常任委員会の視察や意見交換会などの議会活動を補佐した。
- ⇒ 議会運営委員会において、想定される今期の大きな課題の優先順位を決定し、決算審査における事業評価を中止、総合計画及び本庁舎建替については特別委員会を設置するなど、適時・適切に対応した。
- ⇒ 本会議及び委員会等のインターネット中継を継続して実施した。また、議会ICT化推進PTを設置し、災害時におけるICTの活用等について検討を進め、オンライン会議システムを使用した参集訓練を実施した。
- ⇒ 定例会及び臨時会の審議の状況及び結果について、臨時号を含め議会だよりを5回発行し、全戸配布するとともに、会議の予定や委員会活動等について、公式ホームページとSNSで情報を発信した。

オンブズマン事務局の目標

オンブズマン事務局長：武村 力
常勤職員数：3人（令和6年4月1日時点）

■局の役割

- ①苦情の処理に関すること
- ②民間福祉事業者との協定の締結に関すること
- ③オンブズマン制度の調査研究及び啓発に関すること

令和6年度

■局の目標

多摩市総合オンブズマン条例及び多摩市オンブズマン憲章に則り、申し立てを受けたオンブズマンが公正・中立に調査し、苦情解決に向け必要と判断した場合は、是正勧告や制度改善のために意見表明などを行い、その機能と役割を十分果たせるよう事務局として取り組むことを局の目標とする。

■局の取組方針

- 多摩市総合オンブズマン制度が市民等に十分周知されるよう様々な手法や機会を活用していく。
- 申立の結果にかかわらず、苦情申立をして良かったと思われるよう制度運営の充実に努める。
- 苦情申立を契機として多摩市役所、民間福祉事業者のサービス等の改善を促す。

■具体的な取組

- 1 総合オンブズマン制度の理解・活用促進に向け、従来の周知活動である、市民に対する広報やホームページを通じた周知等、民生委員や民間福祉事業者等へのリーフレット配布や総会等での制度紹介を引き続き実施するとともに周知の工夫を図る。

- 2 約半数の職員が、この10年間に入れ替わる中で、オンブズマン制度の成り立ちや制度の趣旨、運用等について、再度、職員へ周知・理解を深め、市民の権利を守るとともに、職員の対応スキルの向上に資するため、人事課等の協力を得ながら、これまでの新任管理職や入庁2年目の職員研修はもとより、各職層に沿った内容に沿った研修等を実施する。

- 3 オンブズマン制度開始の後に新たに設置された各種の権利擁護や苦情調査等の制度（「障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例」、「女と男の平等参画を推進する条例」、「子ども若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」等）について、所管課、オンブズマン、オンブズマン事務局による勉強会を順次進める。

令和5年度

■局の目標

多摩市総合オンブズマン条例及び多摩市オンブズマン憲章に則り、申し立てを受けたオンブズマンが公正・中立に調査し、苦情解決に向け必要と判断した場合は、是正勧告や制度改善のために意見表明などを行い、その機能と役割を十分果たせるよう事務局として取り組むことを局の目標とする。

■局の取組方針

- 多摩市総合オンブズマン制度が市民等に十分周知されるよう様々な手法や機会を活用していく。
- 申立の結果にかかわらず、苦情申立をして良かったと思われるよう制度運営の充実に努める。
- 苦情申立を契機として多摩市役所、民間福祉事業者のサービス等の改善を促す。

■具体的な取組

- 1 総合オンブズマン制度の理解・活用促進に向け、従来の各種周知活動（市民（広報・ホームページ・窓口職場へのリーフレット配布）・市立中学校3年生にリーフレット配布）・民間福祉事業者等（リーフレット配布、総会等での制度説明）・また、民生委員等、福祉関係団体も含め、総会等での制度紹介など周知の工夫を図る。

（成果）

⇒ 左記のとおり従来の周知活動を実施すると共に、制度案内リーフレットの全面改訂を行い、より詳しくわかりやすい周知を行った。

- 2 約半数の職員が、この10年間に入れ替わる中で、オンブズマン制度の成り立ちや制度の趣旨、運用等について、再度、職員へ周知・理解を深め、市民の権利を守るとともに、職員の対応スキルの向上に資するため、人事課等の協力を得ながら、これまでの新任管理職や入庁2年目の職員研修はもとより、全職員を対象とした、悉皆性の研修を動画等を活用し実施する。

⇒ 従来の新任管理職研修及び入庁2年目職員研修に加え、窓口職場や出先機関の管理職を対象にしたオンブズマンとの対面研修を行った。受講報告書などから、今後の取組みの参考となる事柄を把握することができた。

- 3 オンブズマン制度開始の後に新たに設置された各種の権利擁護や苦情調査等の制度（「障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例」、「女と男の平等参画を推進する条例」、「子ども若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」等）について、所管課、オンブズマン、オンブズマン事務局による勉強会を順次進める。

⇒ 障がい者差別解消法に基づく対応および女と男の平等参画に基づく苦情申し出についての勉強会を行い、相互理解を進めることができ、今後の合同勉強会へつながった。

企画政策部の目標

企画課 行政管理課 施設保全課
秘書広報課 財政課 情報政策課

企画政策部長: 鈴木 誠
行政サービス・アセット担当部長: 松田 隆行
健幸まちづくり担当部長: 堀 仁美
常勤職員数: 74人(令和6年4月1日時点)

■部の役割

- ①総合的な政策の企画、推進及び調整に関すること
- ②健幸まちづくりの推進に関すること
- ③行財政の経営改革に関すること
- ④財産(土地、建物及び工作物に限る。)に関すること
- ⑤建築物の整備及び保全に関すること
- ⑥統計に関すること
- ⑦秘書に関すること
- ⑧広報、シティセールス、広聴及び市民相談に関すること
- ⑨財政に関すること
- ⑩情報システム及び情報政策に関すること

令和6年度

■部の目標

第六次総合計画を本格的にスタートさせ、基本構想で掲げた将来都市像の実現に向け、希望の持てる未来への新たな一歩を踏み出す年度とする。少子化・人口減少の進行やデジタル化といった社会情勢、自然災害や経済リスクなど先行きが不透明で変化が激しい時代において柔軟に対応し、全庁の牽引役、調整役として、総合計画の着実な取組、DX推進や行政サービスの転換、将来に備えた財政基盤の強化、健幸まちづくり、シティセールスの推進など、次の時代に向けた持続可能な行財政運営の確立と新たな取組を進めることを目標とする。

■部の取組方針

- ① 市政の着実な前進に向けた舵取りと庁内の後方支援。
- ② 変革を意識し、組織を動かす果敢なチャレンジ。
- ③ 多様性を尊重し、学びあうなかでの人財の育成。

■「健幸まちづくりにおける部の役割」

《役割》第六次総合計画の本格的なスタートに合わせて、健幸都市の実現を目指して、全庁的な調整役と事業推進役を担う。
《取組》第六次総合計画の策定などを契機に改訂した健幸まちづくり基本方針に基づいた庁内の取組が進むよう調整役を担うとともに、デジタル技術を活用した健幸まちづくりの一歩として、健幸ポイント事業(モデル事業)など新たな取組も実施し、健幸まちづくりを着実に進める。

■具体的な取組

- 第六次総合計画の推進を図るため、基本構想で定めた分野横断的に取り組むべき重点テーマ(環境との共生、健幸まちづくりの推進、活力・にぎわいの創出)を中心として、庁内議論の場の設置や予算編成とも連動した未来志向の行政評価の仕組みづくりを行う。【企画課】
- 1 健幸まちづくりの事業主体から全庁の企画調整役という次のステージに移行するとともに、健幸！ワーク宣言登録企業の拡大推進や新たにデジタル技術を活用した健幸ポイント事業(モデル事業)などを実施する。【健幸まちづくり担当】
 - 2 「多摩市行財政マネジメント計画・多摩市DX推進計画」(令和6年4月決定)に基づき、庁内の「業務の見える化(BPR)」を実施する。公共施設使用料については、新たな使用料算定ルールの検討を行い、庁内での方向性の確認、審議会への諮問を行い、答申を受ける。また、聖蹟桜ヶ丘かわまちづくりにおいては、エリアマネジメント団体との連携を強化し、持続的な活動を可能とするための基盤をつくる。【行政管理課】
 - 3 公共施設の維持・更新にかかる負担を次世代に先送りせず、持続可能な行財政運営を実現するため、これまで進めてきた「多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラム」に基づく取組を検証し、課題を整理した上で、今後の機能転換や再構築の方向性を定める「(仮称)アセットマネジメント計画」の策定に向けて検討を進める。【資産活用担当】
 - 4 建設資機材・技術者の供給状況、物価高騰状況、公共工事への週休2日制の導入など、市の事業に影響を与える市場の最新動向を常に把握する。実施予定の事業(設計・工事)への影響や見直しが必要な事項について、事業所管等へ情報提供することにより技術支援する。【施設保全課・特定施設担当】
 - 5 市政世論調査について、令和5年度に従来の郵送方式に加え、新たにオンライン回答の手法を導入して実施した第40回調査の結果を踏まえ、調査頻度の検討を行うとともに、第六次総合計画の推進の観点から、引き続き調査項目の見直しを行う。【秘書広報課】
 - 6 より効果的な情報発信を行うために、各媒体の特性を踏まえた掲載記事の選定などについて検討を行う。また、ブランドビジョンを推進するための新たなファクトづくり及びシティセールスにおける新たな効果検証の仕組みを検討する。【広報担当】
 - 7 物価高騰等の情勢変化に応じた速やかな予算対応を行う。また、今後も社会保障関係経費の増加や施設の更新・改修に係る経費の増加が見込まれる中、厳しくなっていく財政運営を想定して令和7年度の予算編成に向けて、行財政マネジメント計画と連動した事業経費の見える化と経常経費削減の取組等を進めていく。併せて「多摩市基金の活用等方針」の見直しを行う。【財政課】
 - 8 基幹システムの標準化・共通化への対応として、令和7年度までの移行完了に向け、ガバメントクラウド環境の構築等を進める。また、2025年(令和7年)10月でMicrosoft officeの延長サポートが終了することに伴う対応策の検討、GovTech東京を活用したシステム関係の新たな調達方法のトライアルと検証を行う。【情報政策課】
 - 9 全庁でDXを具体的に進めていくため、デジタルリテラシー・スキルを身に付けるためのデジタル人財育成に取り組む。また、多摩市DX推進計画に基づき、具体的な取組として、文書量の削減、ペーパーレスな働き方を推進する。【DX推進担当】
 - 10

令和5年度

■部の目標

これまでの成果と課題、内外の情勢変化等を踏まえ、第六次総合計画を策定し新しい未来に向けた基盤をつくる年度とする。

アフターコロナへの移行や少子化・人口減少の進行といった社会情勢、自然災害や経済リスクなど不確実な時代において全庁の牽引役、調整役として、DX推進と行政サービスの転換、将来に備えた財政基盤づくり、ブランドビジョンに基づくシティセールスの推進、(仮称)地域協創など、次の時代に向けた基盤づくりと取組を進めることを部の目標とする。

■部の取組方針

- ① 市政の着実な前進に向けた舵取りと庁内の後方支援
- ② 変革を意識し、組織を動かす果敢なチャレンジ
- ③ 部内ワンチームでの人材育成とチーム力向上

■「健幸まちづくりにおける部の役割」

≪役割≫第六次総合計画の策定に向けて健幸都市の実現を目指して、全庁的な調整役を担う。

≪取組≫第六次総合計画の策定を通じ、健幸まちづくりを次のステージに進めるとともに、令和5年度は、地域共生社会の実現に向け、市民主体の地域の支え合いを進め、これを行政が支えるしくみ「(仮称)地域協創」の具体的な制度設計に関係部署と連携して取り組む。

(成果)

第六次総合計画において、「健幸まちづくりの推進」を分野横断的に取り組むべき重点テーマのひとつとして位置づけ、令和6年4月から企画課と健幸まちづくり推進室を統合することを決定した。また、多摩らしい地域共生社会の実現に向けて、協創の考え方を条例に位置付けるとともに、「地域協創」に本格的に取り組む体制として、協創推進室の設置を決定した。【企画課、市民自治推進担当】

■具体的な取組

1 第六次総合計画については、審議会等での議論やワークショップなどによる市民参画を通じて、9月に基本構想の議決を得るとともに、11月に基本計画を策定する。併せて新たな総合計画の推進体制の整備を行う。【企画課】

(成果)

令和5年9月に「つながり 支え 認め合い いきいきと かがやけるまち 多摩」を将来都市像とする基本構想の議決を得て、11月に第六次総合計画を策定した。また、12月に組織条例を改正し、令和6年4月からの総合計画の推進体制を整備した。【企画課】

2 地域担当職員制度、中間支援機能、地域におけるプラットフォームづくりなど、地域協創のしくみ、しなやかさ、庁内外の議論や試行、実践をふまえて具体的な制度として決定し、必要な例規改正等を行い、令和6年度から本格運用させる。【市民自治推進担当】

庁内外の議論や地域での試行、自治推進委員会からの答申を踏まえ、「協創」の考え方や環境整備をしていくことを自治基本条例に追加する改正を行い、本格運用に向けた体制として協創推進室を令和6年4月から設置することを決定した。【市民自治推進担当】

3 第六次総合計画を下支えし、新庁舎整備後も見据えた持続可能な行財政運営を進めるため、(仮称)第十次行革計画を策定する。公共施設使用料については、新たな使用料算定ルールの検討を行い、令和6年度の審議会諮問に向けた準備を行う。また、「聖蹟桜ヶ丘かわまちづくり」は、市民等の主体的な活動を支援し、持続的な活動を可能とするための体制づくりを目指した社会実験を実施する。【行政管理課】

第十次となる行革計画はDX推進計画と一体的な計画とすることとし、決定については令和6年4月にずれ込んだが、「多摩市行財政マネジメント計画・多摩市DX推進計画」をまとめた。公共施設使用料については、コロナ禍収束後の利用状況をもとにシミュレーションを実施したが、参考とする期間が短く、新たなルールの策定に向けた検討が進まなかった。「聖蹟桜ヶ丘かわまちづくり」については、社会実験を実施するとともに、新たに整備した芝生エリアの愛称やロゴマークの作成、利用ガイドラインの策定、また、運営等を担うエリアマネジメント法人との協定締結など、体制の整備を行った。【行政管理課】

4 平成28年度に施設廃止の方針を見直し「豊ヶ丘複合施設」及び「東寺方複合施設」については、老朽化が進行して施設更新が必要となっている。このため、市民との対話を再開して施設将来像や市民ニーズを踏まえた機能などを検討し、整備の基本的な考え方を方針として取りまとめる。【資産活用担当】

豊ヶ丘複合施設ではオープンハウスを実施し、これまでの経緯や今後の方向性を地域の方々へ広く周知するとともに、ご意見を伺った。それらを踏まえ、東寺方複合施設も含めて施設の機能・手法について検討を進めたが、整備の基本的な考え方を取りまとめるには至らなかった。引き続き施設更新に向けた取組を進める。【資産活用担当】

5 近年、災害や著しい物価高騰が建設事業に大きな影響を与えている。時々刻々と変化するこれらの動向を継続的に監視し、実施予定の事業(設計・工事)に対する影響や見直しが必要な事項について事業所管等へ情報提供し技術支援する。【施設保全課・特定施設担当】

著しく変化する建設資材の入手動向、調達価格を把握し、事業所管等と共有した。一部の資材に納期遅延があったが、必要な対応を行ったことにより、予定していたすべての事業を完了することができた。また、建設物価の動向を多方面から情報収集し、令和6年度の建設事業の予算に反映させた。【施設保全課・特定施設担当】

6 今年度実施する市政世論調査において、調査項目の見直しとあわせ、従来の郵送方式に加え、新たにオンラインによる回答手法を導入することで、より多くの市民の声を市政に反映できるよう、回答率の向上を目指す。【秘書広報課】

第40回市政世論調査では、調査項目の見直しの実施とともに、従来からの郵送による回答方式に加え、オンラインによる回答方式を新たに導入した。前回調査に比べ回答率の向上にはつながらなかったものの、回答の際の利便性の向上を図った。【秘書広報課】

7 戦略的・効果的な情報発信を全庁的に進めるため、研修の実施検討やマニュアルの見直し・作成などの具体的な取組を進める。また、ブランドビジョンを実現するための具体的な事業実施への支援と情報化、情報発信の重点テーマである子育て世代への転入促進PRを実施する。【広報担当】

戦略的・効果的な情報発信を進めるため、庁内向けに動画編集に関する相談会の開催や効果的に情報発信を行うためのマニュアルを作成・通知した。ブランドビジョン実現のための施策としてTAMA TAMA FESTIVAL 2023を実施支援し新たな交流人口づくりを行ったほか、聖蹟桜ヶ丘かわまちづくりのブランディング支援、子育て世代へのPRとして2回目となる大型交通広告を実施した。【広報担当】

8 物価高騰等の状況変化に応じた速やかな予算対応を行う。また、今後も社会保障関係経費の増加や施設の更新・改修に係る経費の増加が見込まれることにより財政運営が年々厳しくなることが想定される中で、令和6年度の予算編成に向けて、これまでの経費内容を分析し、削減の取組等を行う。【財政課】

物価高騰等に対して国の地方創生臨時交付金等を活用し、11回の補正予算編成を行った。令和6年度当初予算編成では、社会保障関連経費の増加や物価高騰による物件費の増加等の要因がある中、経常経費の精査や事業予算の精査を進めながら編成を行った。【財政課】

9 令和7年度の基幹系システムの標準化・共通化への対応や、統合型GISの導入により、システムの調達と運用管理の最適化を目指す。また、DXに伴い必要となる職員のデジタルスキル向上を目指し、研修等を通じてスキルアップを図る。【情報政策課】

標準化・共通化への対応として文字コード統合の調整作業、ガバメントクラウドの調達準備等を進めた。また、統合型GISの導入を行い、3月1日からインターネットで公開を行った。デジタルスキル向上を目指し、管理職向けのDX研修を開催したほか、庁内相談会等を15回行い、次年度の実施計画を立てた。【情報政策課】

10 第六次総合計画を下支えし、基幹系システムの標準化・共通化や、新庁舎整備後の市民サービスの在り方も視野に入れた(仮称)DX推進計画を策定する。また、デジタルを前提とした業務の進め方への転換を目指し、庁内の意識改革を目指した研修や、業務のBPRIに試行的に取り組む。【DX推進担当】

DX推進計画について、決定は令和6年4月にずれ込んだが、行革計画と一体的に策定することとして、「多摩市行財政マネジメント計画・多摩市DX推進計画」をまとめた。業務のBPRIについては、行政管理課が主体となって実施することとし、情報共有しながら5課15フローの作成を行った。【DX推進担当】

協創推進室の目標

協創推進室

協創推進室長：田島 元
常勤職員数：19人(令和6年4月1日時点)

■室の役割

- ①市民自治の推進に関すること
- ②市民活動の支援に関すること
- ③コミュニティ施策の推進に関すること

令和6年度

■室の目標

自治基本条例を改正し、新たに目標として掲げた「協創」の実現に向け、協創推進室を中心に市全体で多世代にわたる参画、多分野における協働が創出され、誰もがつながり合えるコミュニティが形成されるような「しくみ・しかけ」の構築を進めていくことを室の目標とする。

■室の取組方針

地域協創の3つの柱を取組方針とする。

- ①地域を「支える」⇒協創職員制度、中間支援機能など、地域で活動する人・団体を応援するしくみづくりに取り組む
- ②地域を「つなぐ」⇒プラットフォーム、ネットワークの構築など、地域で活動する人・団体が縦横につながる場や機会づくりに取り組む
- ③地域の中で「掘り起こす」⇒地域共助が可視化できるツールなど、新たな地域人材を発掘、育成するしかけづくりに取り組む

■「健幸まちづくりにおける室の役割」

第六次総合計画に掲げる「多摩市らしい地域共生社会」の実現に向け、誰もがつながり合える市民主体の地域での支え合いを進めるための「しくみ・しかけ」を構築する。これにより、多世代・多分野の多様な主体の参画・協働が生まれることで、地域課題の解決や新たなまちの魅力、地域価値の創造につなげていく。

■具体的な取組

- 1 [市民自治の推進] 協創職員制度、地域プラットフォームづくりなど、「協創」の実現に向けた「しくみ・しかけ」の本格運用に取り組むとともに、年度内に第9期自治推進委員会を設置する。自治基本条例施行20年を記念し、条例や「協創」の実現に向けた取組に関する企画展示の実施等、条例の周知啓発を行う。非営利団体との協働に関する基本指針、協働事業推進マニュアル、協働指定委託事業などを、「協創」の考え方に合わせ全面改訂する。
- 2 [コミュニティの再生] 自治会の活性化に向け、IT活用の実証実験、地域施設に配置した職員を中心に地域内でのネットワークづくり、Wi-Fi環境整備・キャッシュレス決済導入によるコミュニティ施設の多世代利用の促進など、ソフト・ハード両面から取り組む。
- 3 [施設の改修・再整備等] 4集会所のトイレ改修、1集会所の解体、1集会所の国有地の買取を実施する。ゆう桜ヶ丘の大規模改修に向けた基本・実施設計を進め、乞田・貝取ふれあい館の大規模改修に向け、運営協議会・利用者との協議・検討を行う。複合施設の今後のあり方のもとに、豊ヶ丘の再整備に向けた基本計画、東寺方・諏訪の整備方針の検討を進める。

令和5年度

■部の目標

■部の取組方針

※「協創推進室」は、令和6年4月1日組織改正により新たに設置したことから、令和5年度の目標・取組の成果については、企画政策部（市民自治の推進関係）・くらしと文化部（コミュニティ・市民活動の支援関係）のページに記載している。

総務部の目標

総務契約課 人事課
文書法制課 防災安全課

総務部長：藤浪 裕永
常勤職員数：57人(令和6年4月1日時点)

■部の役割

- ①契約及び検査に関すること
- ②財産(土地、建物及び工作物を除く。)に関すること
- ③職員の人事、任免、福利厚生等に関すること
- ④市議会に関すること
- ⑤文書及び法務に関すること
- ⑥災害対策等に関すること
- ⑦防犯に関すること
- ⑧他の部の主管に属さないこと

令和6年度

■部の目標

庁舎管理をはじめ契約・検査、人事・研修、文書・法制など、執務や行政サービスの土台となる実務を着実に進めるとともに、周辺環境の変化に適切な対応を図る。また、本年1月の能登半島地震の経験等を踏まえた防災減災対策、本庁舎建替基本計画策定など、新たな課題に取り組むことを部の目標とする。

■部の取組方針

- ①“「人材」から「人財」へ”。市民の財産として人財育成を進める
- ②公正で透明性の高い行政運営の継続に向けコンプライアンス向上を進める
- ③デジタル技術の活用など、新たな時代にあった働き方を進める

■健幸まちづくりにおける部の役割

市民生活を支える職員の健幸づくりについて理解を促進し、「健幸！ワーク宣言」の取組に基づき健康で明るく活気ある職員・職場づくりを推進するための取組(復職支援、ハラスメント防止対策、ワークライフバランス支援、風通しの良い職場風土の構築など)を実施する。

■具体的な取組

- 1 電子契約サービスを導入し、契約手続きの電子化を開始する。総務契約課が担当している入札案件など一部の契約から開始し、業務手順や課題を整理し、全庁利用に向けた検討を行う。【総務契約課】
- 2 多摩市役所本庁舎建替基本計画の策定に向けて、多摩市役所本庁舎建替基本計画策定方針に基づき検討を進め、市民説明会及びパブリックコメント手続き等を経て、基本計画を決定する。【新庁舎整備担当】
- 3 社会情勢の変化や、複雑化・多様化する行政ニーズなどに確実に対応していくため、職員の人財確保(新卒及び経験者の採用、大学連携など)を進めるとともに、職員の能力を最大限発揮できるよう人財育成(研修の見直しなど)に取り組む。【人事課】
- 4 ペーパーレス化の実現及び多摩市役所本庁舎建替に伴う文書管理等業務(文書管理システム、庁内印刷、複合機、郵送物等)について、課題事項の整理とともに、今後の対応に関する中長期的なスケジュールのとりまとめを行う。【文書法制課】
- 5 法律相談への迅速な回答及び所管課のサポート、研修等の機会を通して、実務上問題となり得る事案や留意事項に関する情報を発信し、職員のコンプライアンス意識の涵養及び組織内のコンプライアンス体制の更なる拡充に取り組む。【法務担当】
- 6 能登半島地震の教訓等を踏まえた多摩市地域防災計画の改定を行うとともに、要配慮者に対する乗合避難に向けた取組など地域防災力の向上に向けた取組、消防団ヘドローンや救命講習用備品などの新たな資器材の配備とその運用、計画改定を行った「多摩市犯罪のない安全安心なまちづくり推進計画」に基づく特殊詐欺被害軽減のための啓発等を行う。【防災安全課】
- 7 令和6年3月にまとめた報告書「今後の工事検査等のあり方について」に基づき、公共工事の品質確保に向け、規程や手引きの改訂、検査員の技能や経験の継承等、検査体制の整備に取り組んでいく。【検査担当】

| ■部の目標 | ■部の取組方針 |
|---|--|
| <p>各部専門事務の基礎となる執務環境の維持管理や契約事務、人事・人材育成、文書・法制等の各業務について、時代の変化に対応しながら着実・正確に進めることで、庁内業務全体の円滑な推進を支えらるとともに、頻発する自然災害等から市民の生命を守る司令塔の役割を担う。また、新庁舎の整備検討をはじめ新たな課題に取り組むことを部の目標とする。</p> | <p>目標達成に向けて、次の項目を基本姿勢として取り組んでいく。 ①“人材”から“人財”へ”を基本的な考え方とし、「市民の財産」としての「人財」の育成を進める ②公正で透明性の高い行政運営を継続していくため、コンプライアンスの推進に向けた取組を行う ③デジタル技術の活用など、新たな時代にあった働き方の模索を進める</p> |
| ■「健幸まちづくりにおける部の役割」 | (成果) |
| <p>市民生活を支える職員の健幸づくりについて理解を促進し、健康で明るく活気ある職員、職場づくりを推進するための取組(職員健康管理講座など)を実施する。</p> | <p>→ ライフステージごとのホルモンバランスの変化により、男女を問わず様々な体調への影響が現れることから、ホルモンの役割を知り適切な治療や対応を学び、よりイキイキと働くための一助とする「健康管理講座」を実施し、職員の健幸づくりを推進した。また、健康相談室での支援(産業医面談、カウンセラー面談)、メンタルヘルス研修などを実施し職員の「こころの健幸」の推進にも努めた。職員互助会では、職員間のコミュニケーションや親睦を図るためコロナ禍で中止していた親睦事業を4年ぶりに再開した。</p> |
| ■具体的な取組 | (成果) |
| <p>庁舎狭隘化対策として、教育委員会のベルブ永山への移転に続き、第二庁舎2階床改修工事の実施及び庁舎内のレイアウト変更を実施し、本庁舎内の各フロア内の課題の解決に取り組む。実施に際しては、来庁者の安全確保と職員の業務に支障をきたさないように実施する。また、本庁舎等の老朽化している施設を適正に維持管理をするため、西会議室棟空調設備更新工事を実施する。【総務契約課】</p> | <p>→ 本庁舎狭隘化対策のため、庁舎B棟1階、2階、4階を順次レイアウト変更し、各課の執務スペースを広げ執務環境を改善するとともに、B棟1階など市民利用の多い窓口前の廊下は、車いす利用や介助しながら歩行しやすい広さを確保した。また、西会議室棟の空調設備を更新し、市民の利用時や業務で使用の際の環境改善を図った。【総務契約課】</p> |
| <p>多摩市役所本庁舎建替基本計画の策定(令和6年度)に向けて、多摩市役所本庁舎建替基本構想の基本理念等を踏まえ、より具体的に、新庁舎整備に係わる課題の確認、具体的機能、施設計画、事業計画等の検討を、市民や職員の参画を得ながら進める。【新庁舎整備担当】</p> | <p>→ 年度当初に策定方針を決定し、策定委員会、幹事会、PTで検討を進めるとともに、障がい者や若者へのヒアリングを実施しながら、基本計画の検討を進めた。関係課やコンサルタント等と連携しながら検討を進め、検討経過について議会の総務常任委員会や特別委員会に報告、2月には骨子案について全議員説明会で説明した。【新庁舎整備担当】</p> |
| <p>社会情勢の変化や、複雑化・多様化する行政ニーズなどに適正に対応していくための職員体制について検討し、職員の人財確保に取り組む。また、職員の年齢構成などを踏まえ、必要とする人財を確保できるよう職員採用の手法を検討、実施する。【人事課】</p> | <p>→ 昨今における職員採用の多様化を鑑み、様々な経験を持つ即戦力人財を確保するために、民間企業等の経験を一定期間有している者を対象にした主任採用試験を実施(6人採用)し、人財確保を進めた。【人事課】</p> |
| <p>多摩市人材育成方針実施計画の改定(令和6年度)に向けて、これまでの取組を検証しながら、全ての職員が組織の中でやりがいを感じながらキャリアアップできる仕組みについて、様々な視点で検討する。【人事課】</p> | <p>→ 人材育成基本方針で取り組んできた人事施策29項目について、これまでの取組に対する評価を実施し、次年度における実施計画の更新のための課題抽出を行った。令和6年度については、上半期で実施計画の更新を行い、10年度後半から新たな実施計画で様々な人事施策に取り組んでいく。【人事課】</p> |
| <p>令和5年4月から施行される改正後の多摩市個人情報保護条例に基づき、多摩市個人情報保護安全管理委員会による確認が実施される。確認の手法や会議運営方法など新制度に基づく個人情報保護の仕組みを確立する。【文書法制課】</p> | <p>→ 多摩市の保有個人情報を適正に管理するための組織について、外部委員により構成する多摩市情報公開・個人情報保護運営審議会から、副市長を委員長とし関係部長で構成する多摩市個人情報保護安全管理委員会へと変更した。同委員会の運営については、委員構成が同一である多摩市情報システム管理運営委員会と同日に開催することにより効率化を図るとともに、情報システム管理の視点を加味して個人情報保護の審議を行った。両委員会のあり方については、引き続き検討を行う。【文書法制課】</p> |
| <p>今後改定される首都直下地震の被害想定の見直しを踏まえた「東京都地域防災計画」を受け、「多摩市地域防災計画」の改定に向けた対応を行う。また、コロナ禍で活動の落ち込んだ自主防災組織を活性化するために、総合防災訓練の機会などを活用し、災害時に即した訓練を実施することで防災時に機能する組織づくりへの支援を進める。【防災安全課】</p> | <p>→ 多摩市地域防災計画の改定方針を決定(令和5年7月)し、改定方針に基づき改定作業を進めた。今後は、令和6年能登半島地震の教訓等を踏まえた内容で令和7年度中に改定を行う。 総合防災訓練(令和5年9月2日実施)では、住民参加型訓練として安否確認訓練、避難所開設訓練、安否確認結果集約訓練、福祉的避難所開設運営訓練、ペット同行避難訓練を実施し、実災害時に機能する組織づくりの支援を行った。また、より多くの市民に参加していただくために、実施区域を昨年度より拡大し、諏訪、永山、聖ヶ丘、連光寺地区で行った。【防災安全課】</p> |
| <p>法務相談への迅速な対応や所管課へのフォロー、法務レポートの発刊等を通して裁判例や留意事項に関する情報発信に努め、コンプライアンス意識の更なる充実に取り組む。【法務担当】</p> | <p>→ 日常の法律相談を通じて、組織内のコンプライアンス体制の確立に努めた。また、研修等の機会を通じて、組織内のコンプライアンス意識の充実に努めた。【法務担当】</p> |

市民経済部の目標

課税課 納税課
市民課 経済観光課

市民経済部長：磯貝 浩二
常勤職員数：107人(令和6年4月1日時点)

■部の役割

- ①市税及び市税に係る税外収入に関すること
- ②戸籍及び住民基本台帳に関すること
- ③商工業及び農林漁業の振興並びに観光に関すること
- ④市民生活に関すること
- ⑤消費者の保護に関すること

令和6年度

■部の目標

税や住基、産業など市民生活の基礎的部分を支える部署として、市民の目線に立ち、誠実かつ公正な事務執行にあたる。
デジタル技術の活用や手続きの見直し等により、業務の効率化と市民の利便性及び満足度の高い行政サービスを提供する。また、産業・観光施策を立案・推進し、市民・企業等との連携・協力した取組を行うことにより街の活性化を図ることを部の目標とする。

■部の取組方針

- ①市民目線で丁寧かつ誠実な対応
- ②公正な対応の基礎となる知識・技術の習得・継承と実行
- ③現場に出て目と耳と対話で状況把握
- ④時代の変化に対応した意欲的な取組
- ⑤基礎データの収集による客観的分析と根拠の明確化

■健幸まちづくりにおける部の役割

社会経済活動の活性化を図るため、より出かけたくなるまちへの機会創出に向け、市内各地での回遊性をもたせたイベントの実施など、まちの魅力の発信・向上を図る。また、健幸！ワーク宣言の周知や、宣言を行った市内企業の交流会を庁内で連携し実施するとともに、(仮称)連光寺6丁目農業公園における試験栽培等をサポートすることで、「健幸まちづくり」の周知と環境づくりの支援を行う。

■具体的な取組

- 1 証明書等のコンビニ交付率の向上及び各種証明書発行手数料券売機や郵送請求におけるオンライン決済、公金収納機などの導入検討をすることで、非来庁型行政サービスの充実や業務の効率化に繋げるための検討を進める。また、地方税共通納税システムの利用範囲の拡大への準備、基幹系システムの標準化における予算化を行い、令和8年稼働に向けた準備を進めていく。【課税課、納税課、市民課】
- 2 市民の利便性の向上、行政の効率化を図るため「書かない窓口」の導入、また、亡くなられた方のご遺族の事務手続きにおける負担軽減を図るため、「おくやみコーナー」の開設に向けた検討・準備を進める。【市民課、課税課、納税課】
- 3 市税等の収納管理及び徴収業務の効率化を図るため、市税と国民健康保険税の収納及び徴収業務の一元化に向け、その第1歩として、執務スペースを同じフロアに集中させ連携協力体制を強化し、課題抽出・解決に向けて取り組む。【納税課】
- 4 長期的な視点から市内産業振興を進めていくことを目的として(仮称)多摩市産業振興マスタープランを令和7年度4月施行を目途に策定する。また、ふるさと納税について、引き続き市内産業振興策のひとつとして取組を進める。【経済観光課】
- 5 令和5年度に中間見直しをした多摩市都市農業振興プランの基本計画に基づく各種取組を着実に推進するとともに、多摩市産農作物の販路拡大に向けて、「いきいき市」の周知や、ビール醸造を行う事業所及び市内アスパラ栽培農家と連携し、多摩市産のアスパラガスを使用したアスパラビールの試作品づくりを行う。【経済観光課】
- 6 市の観光に関する理念を示すとともに、企業・団体・大学等関係団体との協働の取組を数多く創出させ、多摩市のさらなる魅力発信につなげるため、(仮称)観光まちづくり方針の策定を進める。また、多摩市観光まちづくり交流協議会で取り組んでいる食プロジェクトの発展的な実施や市長会連携事業の実施により、来街者の増加につなげていく。【商業・観光担当】
- 7 駅周辺拠点地区について、多摩センター地区ではハローキティ50周年記念イベントなど、聖蹟桜ヶ丘地区では既存イベントを効果的に実施し、賑わいづくり及び活性化に向けた取組を進めていく。また、「まちづかい」を起点とした新たなまちのつくり方を、5年度までに集めて実践した市民からの「まちづかいの声」を整理し「多摩センター駅周辺のまちのビジョン」等の策定に盛り込むとともに、まちづかいの主体者が実践しやすくなるようなツールを作成する。【商業・観光担当】

| ■部の目標 | ■部の取組方針 |
|---|--|
| <p>税や住基、産業など市民生活の基礎的部分を支える部署として、市民の目線に立ち、誠実かつ公正な事務執行にあたる。</p> <p>物価高騰により影響を受ける市内経済への支援を行うとともに、業務のデジタル化の推進など時代の変化への対応や、産業・観光施策を立案・推進、またアフターコロナに向けて街の活性化を図るため、市民・企業等との連携・協力した取組を行うことを部の目標とする。</p> | <p>①市民目線で丁寧かつ誠実な対応 ②公正な対応の基礎となる知識・技術の習得・継承と実行 ③現場に出て目と耳と対話で状況把握 ④時代の変化に対応した意欲的な取組 ⑤基礎データの収集による客観的分析と根拠の明確化</p> |
| ■「健幸まちづくりにおける部の役割」 | (成果) |
| <p>アフターコロナに向けた社会経済活動の活性化を図るため、より居心地が良く出かけたくなるまちへの機会創出に向け、バルテノン大通りでの社会実験の継続や市内各地でのイベントの実施など、まちの魅力の発信・向上を図ります。</p> | <p>⇒ バルテノン大通りやレンガ坂で居心地のよい出かけたくなるまちへの機会創出に向け、植栽柵などを活用した滞留空間の創出など社会実験を実施した。キャラクターを活用したまち歩き事業など回遊性をもたせるイベントや多摩市観光まちづくり交流協議会の多摩市食プロジェクトの実施などのほか、まちの魅力発信・向上に向け観光マップを改訂した。</p> |
| ■具体的な取組 | (成果) |
| <p>窓口や電話対応など接客サービスの水準の向上を目指して正確・公平な事務を行いつつ、障がいのある方、高齢者、外国人など多様な方々に分かりやすい説明をするため、その基礎となる業務知識の習得、知識力の向上と手続きの根拠の把握と基礎データの作成を行う。【課税課、納税課、市民課】</p> | <p>⇒ わかりやすい市民説明を行うため、外国人向けには「やさしい日本語」による説明やSMS催告を実施し、納税証明書の申請書の外国語説明書を従来の英語・中国語・韓国語にベトナム語とタガログ語を追加した。【納税課】 固定資産を所有する外国人に対して母国語の通知を作成し、国外に居住する納税義務者の納税管理人の設定を行った。【課税課】</p> |
| <p>2 自宅やオフィスにしながら、地方税の申告や各種申請、納付を可能とするeLTAXの更なる利用促進を行う。スマートフォンアプリ決済等、収納の多角化を図ることで徴収率の向上を目指し、行政サービスの基盤である市税収入を確保する。【課税課、納税課】</p> | <p>⇒ 地方税共通納税システムでは、法人市民税と特別徴収に加え、市都民税（普通徴収）、固定資産税・軽自動車税の追加導入を実現し、広報・Xや督促・催告同封文書に利用促進PR内容を掲載した。【納税課】 地方税で電子申告が可能な償却資産では前年比1.1%増の2,178件の申告があった。また、令和6年度からの市たばこ税の電子申告を可能とするための準備を行った。【課税課】</p> |
| <p>3 非来庁型行政サービスとして、証明書のコンビニ交付やスマートフォン口座振替登録サービス、ワンストップサービスを利用したオンラインによる転出届の提出など、利用促進に取り組む。また、今後必要が見込まれる証明書等の電子申請や電子決済の導入検討、地方税共通納税システムの利用範囲の拡大への準備、基幹系システムの標準化も取り組んでいく。合わせて、これまで導入したRPAなどのデジタル化の取組について検証する。【課税課、納税課、市民課】</p> | <p>⇒ スマートフォン・PCで手続き可能なAIRPOST（口座振替登録サービス）のPRIに努めると同時に、JA町田・JA東京みなみの2組合が新規利用可能となり市民の利便性向上に努めた。【納税課】 課税・非課税証明書の全体に占めるコンビニ交付の割合（見込み）は前年比5.9%増の15.3%となり、発行件数も前年より58%増加した3,275件であった。【課税課】 住民票等のコンビニ交付では、住民票22,555件対前年38.7%増、印鑑証明13,683件対前年38.3%増、戸籍証明4,216件対前年67.3%増となった。また、コンビニ交付率向上に向け、パンフレットを作成し配布した。【市民課】</p> |
| <p>4 物価高騰などの影響を受ける事業者に対し、国や東京都の取組を踏まえ、商工会議所など関係団体と連携しながら、支援策について検討し、適時適切かつ迅速に実施する。【経済観光課】</p> | <p>⇒ 国の物価高騰対策に係る交付金の推奨メニューを踏まえ、商店会で設置した装飾街路灯の電気料金補助について、臨時的に上半期分の補助率を10/10として支援した。長引く物価高騰対策として、生活者の家計負担軽減及び事業者支援を目的としてキャッシュレスポイント還元事業を実施した。【商業・観光担当】</p> |
| <p>5 長期的な視点から市内産業振興を進めていくことを目的とした（仮称）多摩市産業振興マスタープラン策定に向け、多摩市産業振興推進会議を開催し、市内事業者現況調査の実施やプラン策定に向けて検討を進めるとともに、ふるさと納税について、来街促進にとどまらず市内産業振興策のひとつとして取組を進める。また、「南多摩尾根幹線沿道土地利用方針」をもとに設置するプラットフォームで、民間企業等と意見交換を行い、土地利用のアイデアや提案を引き出ししていく。【経済観光課】</p> | <p>⇒ （仮称）多摩市産業振興マスタープラン策定に向けて、多摩市産業振興推進会議で施策の方向性として重点的に検討していくテーマを決定したほか、具体的な施策案等を検討する部会の設置など、市内事業者現況調査結果を踏まえた検討を進めた。ふるさと納税について、ふるさと納税ポータルサイトを追加し、知っていたら機会を増やしたほか、既存返礼品の見直しや新規返礼品の検討・追加を行ったことで、市内産業の振興に寄与するとともに寄附額の大幅な増加に繋がった。【経済観光課】</p> |
| <p>6 多摩市都市農業振興プランが策定から5年となるため、市内の農業を取り巻く現状に合わせた内容に見直しを行う。また、「アスパラガス採りつきり栽培®」の取組や、新たな農業体験の場づくりに向けた連光寺若葉台里山保全地域での試験事業に取り組み、プランの施策を着実に進める。【経済観光課】</p> | <p>⇒ 多摩市都市農業振興プランについて、市内の農業を取り巻く現状を踏まえて令和6年3月に中間見直しを実施した。また、「アスパラガス採りつきり栽培®」の取組では、明治大学と連携して市内15農家で試験栽培を実施し、新たな農業体験の場づくりに向けた連光寺若葉台里山保全地域での試験事業の取組では、令和9年度の農業公園開設を目標に、開園を見据えた試験事業及び試験栽培を実施した。【経済観光課】</p> |
| <p>7 企業等のコロナによる影響を踏まえた状況を確認しながら、（仮称）観光まちづくり方針の策定を進める。また、多摩市観光まちづくり交流協議会で取り組む事業の検討や市長会連携事業の実施により、来街者の促進につなげていく。【観光担当】</p> | <p>⇒ 6年度中の（仮称）観光まちづくり方針の策定に向け、市内企業等にアンケートを実施し、コロナを経た現状を把握するとともに、多摩市観光まちづくり基本方針策定委員会を開催し検討を進めた。また、多摩市観光まちづくり交流協議会では食プロジェクトによる「アイスランド風」を柱に取り組んだ。市長会連携事業では継続して実施している多摩地域マイクロツーリズムコンテストで学生のアイデアをもとに市内で実証実験を行うなど来街者の促進に向けて取り組んだ。【商業・観光担当】</p> |
| <p>8 駅周辺拠点地区について、多摩センター地区では魅力的なスポットのPR、施設間をつなぐ事業の実施やハローキティストリート・しまじろう広場制定10周年記念イベントなど、聖蹟桜ヶ丘地区では既存イベントを効果的に実施するなど、賑わいづくり及び活性化に向けた取組を進めていく。また、多摩センターのビジョン、（仮称）多摩センター地区まちづくり方針等の策定に向け、市民からの「まちづかいの声」をもとに社会実験を行い、まちの「使い方創出」及び「人材発掘」につなげていく。【観光担当】</p> | <p>⇒ 多摩センター地区では中央図書館開館を契機とした施設間をつなぐ謎解きやハローキティストリート・しまじろう広場制定10周年記念イベントなど、聖蹟桜ヶ丘地区では日本アニメーションと連携して街歩き事業や映画祭を実施し、まちの賑わいづくり及び活性化に向けて取り組んだ。また、6年度に策定する「多摩センター駅周辺のまちのビジョン」等に向け、多摩ラボ（仮称）を本格稼働させ、主体者が多摩センターで実際にやりたいことをやってみる社会実験を行い、「使い方」と「まちづかいの主体者」発掘に取り組んだ。【商業・観光担当】</p> |

くらしと文化部の目標

文化・生涯学習推進課
平和・人権課
TAMA女性センター
スポーツ振興課

くらしと文化部長：古谷 真美
常勤職員数：27人(令和6年4月1日時点)

■部の役割

- ①平和・人権啓発に関すること
- ②男女平等の推進に関すること
- ③文化、スポーツ及び生涯学習の振興に関すること

令和6年度

■部の目標

くらしと文化部は、人権、平和、男女平等、多様性を尊重・希求することを基本に、市民がこれまで育んできた文化、学び、スポーツ、交流等の活動や、これらにより醸成された地域の力を、市民自らが発展させ、次代に引き継ぐことを支援するなど、「市民の豊かな『生きる』を支える」ことを部の目標とする。特に令和6年度は、第六次総合計画の分野別取組に掲げる計画や基本方針の策定や中間見直しを行い、具体的な施策を推進する。

■部の取組方針

職員一人ひとりが次の点を大切にして、市民、地域、事業者、関係機関、他部署職員等から信頼されるくらしと文化部となるよう取り組む。

- ◆地域(現場)に足を運び、地域で対話(コミュニケーション)を。
- ◆多様性を意識し、先入観・固定観念に捉われず、自ら考え行動を。
- ◆何事にも当事者意識を。
- ◆事業の全体像や見通しの共有と、自分の仕事の「見える化」を。
- ◆職層を問わず職員相互の対話(コミュニケーション)を大切に。

■健幸まちづくりにおける部の役割

活動・学びの機会や環境の整備等を通して、人との交流や暮らしの中での気づきを促すことで、市民自らによる健幸的な生活への取組を支援する。

そのために、(仮称)多文化共生推進基本方針や(仮称)文化芸術振興計画の策定、第4次女と男がともに生きる行動計画の中間見直しに向けた実態調査などを行うとともに、文化・学び・スポーツ・交流等の活動を支援する各種事業・施策を推進する。

■具体的な取組

1 国籍などの異なる人々が互いの違いを認め合い、地域社会の一員として共に安心して暮らせる多文化共生社会の実現に向け、「(仮称)多文化共生推進基本方針」を令和7年3月に策定する。【文化・生涯学習推進課】

2 多摩市みんなの文化芸術条例に基づき、令和5年度に市民が中心となって検討した将来ビジョンとビジョン実現に向けた施策等を定める「(仮称)多摩市文化芸術振興計画」を、令和7年3月に策定する。【文化・生涯学習推進課】

3 利用者、地域住民など多世代の多様な方々が、施設を利用するだけでなく、運営への関わりや施設全体での利用者同士の交流を生み出す取り組みを通じて、市民の主体的な活動をつないでいく施設として、活用が一層進むよう、市民活動・交流センターの指定管理者の更新手続きを進め、市議会の議決を経て、次期指定管理者を決定する。【文化・生涯学習推進課】

4 「子ども被爆地派遣事業」について、派遣先を広島市とし、現役派遣員及び派遣サポーターを公募・派遣する。派遣サポーターについては現役派遣員のサポートに加えて派遣事業の運営側の役割を担うことを通じて、平和の担い手としての意識醸成の深化を図っていく。また、令和5年度に引き続き、歴代派遣員の平和活動の場づくりに試行的に取り組む。【平和・人権課】

5 令和8年度の「第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画」の中間見直しに向け、市民意識・実態調査を行う。また、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行に伴い、困難な問題を抱える女性が適切な支援を受けられるよう、関係所管と連携しながら、引き続き、相談体制の整備や講ずべき施策等の検討を進める。【平和・人権課】

6 協定を締結しているトップチームとの協働により、トップアスリートとの触れ合いや、様々なスポーツ体験ができる機会を創出する。また、J1に昇格した東京ヴェルディホームタウンとしての機運醸成を図る。【スポーツ振興課】

7 施設利用団体をはじめとした関係者との連携によりスポーツを通じた健幸まちづくりの実現を図るため、多摩市立総合体育館、多摩市屋外スポーツ施設及び多摩東公園の指定管理者の更新手続きを進め、市議会の議決を経て、次期指定管理者を決定する。【スポーツ振興課】

8 教育委員会と連携し、地域・家庭・関係機関の共通理解を得ながら、部活動の地域連携・移行に向けた協議会を開催する。【文化・生涯学習推進課、スポーツ振興課】

| ■部の目標 | ■部の取組方針 |
|---|--|
| <p>くらしと文化部は、人権、平和、男女平等、多様性を尊重・希求することを基本に、市民がこれまで育んできた文化、学び、スポーツ、交流等の活動や、これらにより醸成された地域の力を、市民自らが発展させ、次代に引き継ぐことを支援するなど、「市民の豊かな『生きる』を支える」ことを部の目標とする。特に令和5年度は、第六次総合計画の策定と連動した新たな取組のほか、施設等のポテンシャルを引き出す魅力的な運営や事業の実施を市民・市民団体・事業者等と連携して進めるものとする。</p> | <p>職員一人ひとりが次の点を大切にして、市民、地域、事業者、関係機関、他部署職員等から信頼されるくらしと文化部になるよう取り組む。 ◆地域(現場)に足を運び、地域で対話(コミュニケーション)を。 ◆多様性を意識し、先入観・固定観念に捉われず、自ら考え行動を。 ◆何事にも当事者意識を。 ◆事業の全体像や見通しの共有と、自分の仕事の「見える化」を。 ◆職層を問わず職員相互の対話(コミュニケーション)を大切に。</p> |
| ■「健幸まちづくりにおける部の役割」 | (成果) |
| <p>活動・学びの機会や環境の整備等を通して、人との交流やくらしの中での気づきを促すことで、市民自らによる健幸的な生活への取組を支援する。 そのために、健幸まちづくりの観点を踏まえた計画・方針の策定や事業・施策の推進、施設の運営・改修を進める。</p> | <p>→ ・12月の人権週間で、健幸まちづくり推進室・障害福祉課をはじめとする関係部署と連携し、シンポジウム・ワークショップや誰もが着用できるデザインのお洋服などの展示を実施し、広く市民に身近な人権課題について気づきが得られる機会を提供した。 ・令和6年度の多文化共生推進基本方針策定に向けて市内在住外国人アンケートを実施した。</p> |
| ■具体的な取組 | (成果) |
| <p>1 アフターコロナ時代を見据えたコミュニティの再生に向け、自治会に向けたサロン事業、コミセン利用の利便性向上、地域担当職員を中心とした地域ネットワークづくり、コミセン・複合施設の改修など、ソフト、ハードの両面で取り組む。【コミュニティ・生活課】</p> | <p>→ 自治連が実施したサロン事業で出た意見をもとに、自治会の負担軽減、IT化対策として、6年度にアプリ導入の実証実験を行うこととした。6年度にコミセン等に、Wi-Fi環境整備、キャッシュレス決済の導入を決定した。ゆう桜ヶ丘の大規模改修に向けた基本・実施設計の契約を締結した。【コミュニティ・生活課】</p> |
| <p>2 個々の価値観などが対立することなく、違いを認め合うことが重要であるとの視点に立ち、障がい者・子ども・高齢者・性的マイノリティなど、各々の人権課題を知り、人権の大切さの理解を深める機会を提供することを目的とした展示等を開催する。【平和・人権課】</p> | <p>→ 「障がい者の人権」「障がい者差別解消」をテーマに、庁内連携によるシンポジウムやワークショップ、庁内各課の人権課題に対する取り組みを一堂に集めたパネル展示、「誰でも着ることができる」衣装の試着等を行った。複合的な企画を通じて、来場者が人権や障害、共生社会について体験的に学んだり、考えたりする機会の提供ができた。【平和・人権課】</p> |
| <p>3 「子ども被爆地派遣事業」について、派遣先を長崎とし、令和4年度に続き、現役派遣員に加え、歴代派遣員を公募・派遣する。事前学習から現地派遣・報告会まで、多世代が共に学び・交流することで、平和意識醸成の深化を図っていく。【平和・人権課】</p> | <p>→ 台風の影響により現地派遣は中止となったが、代替事業として在京での平和学習を実施した。派遣サポーターについては、現役派遣員のサポートに加え、事前準備や打ち合せへの参加、プログラムの進行役など事業運営側の役割も担えるという成果が得られた。また、成果報告会を平和展の最終日に実施したことで、平和事業としての一体感や多様な世代の来場など相乗効果が生まれた。【平和・人権課】</p> |
| <p>4 第4次女と男がともに生きる行動計画にある施策を着実に推進すると共に、令和6年4月施行の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」における市町村の役割が十分に果たしているよう関係所管等との調整を十分に図っていく。【平和・人権課】</p> | <p>→ 女性支援法に定める市町村基本計画については、行動計画の中間見直し(令和8年度予定)に内包することとした。婦人相談員と女性センターとの連携強化を図るため、定期的に連携会議を開催し、女性支援に関する相談体制の検討等を行った。また、男女平等参画推進審議会から「困難な状況にある女性への横連携による支援」に関する提言をいただいた。【平和・人権課】</p> |
| <p>5 令和6年度に着手する多文化共生推進基本方針策定にあたり、課題抽出を目的として、在住外国人アンケート調査を実施し、現状を把握する。【文化・生涯学習推進課】</p> | <p>→ 在住外国人の日本語の学習状況や日常生活の困りごと等を把握し、コミュニケーション支援や生活支援等に関する課題を抽出するためのアンケート調査を、専門家の助言を得ながら実施した。【文化・生涯学習推進課】</p> |
| <p>6 再開館2年目のパルテノン多摩について、市の文化芸術拠点として、その機能が十分に発揮されるよう、指定管理者が施設を適切に管理し、かつ、事故なく安定した運営を行うために、ソフト、ハードの両面で、連携・協力する。【文化・生涯学習推進課】</p> | <p>→ 指定管理者との月次定例会を通して、施設運営にかかる問題や施設不具合の対応等に関する協議を行い、改善に取り組んだ。大規模改修工事対象外であった箇所のうち、太陽光発電用のモニター設置、エントランスプラザ等の照明LED化等を実施した。【文化・生涯学習推進課】</p> |
| <p>7 多摩市みんなの文化芸術条例に基づき、計画策定の前段として、市における文化芸術の将来ビジョンを策定する。策定した将来ビジョンを踏まえ、令和6年度決定に向けて、実行計画の策定に着手する。【文化・生涯学習推進課】</p> | <p>→ 令和5年7月に多摩市文化芸術ビジョン検討委員会より、「多摩市文化芸術ビジョン(案)」が市に提出され、庁内会議で報告した後、ビジョンは計画を構成する要素であると整理し、ビジョン単体で策定する形とせず、計画策定に向けた中間成果物として公表した。その後、庁内課長級で構成する策定委員会のほか、学識経験者等の外部委員を中心に構成する有識者会議を設置し、ビジョンやビジョン実現のための施策等を盛り込む計画の策定に着手した。【文化・生涯学習推進課】</p> |
| <p>8 協定を締結しているトップチームとの協働により、トップアスリートとの触れ合いや、様々なスポーツ体験ができる機会を創出する。スポーツボランティアを組織化し、スポーツを支える取組を支援する。【スポーツ振興課】</p> | <p>→ 多摩市立陸上競技場でトップチームの公開練習試合やサイン会開催、選手の小学校訪問による触れ合いの場を創出した。また、プロチーム選手によるスポーツ教室やトップチームコーチを小中学校へ派遣して行う体験型のスポーツ事業など、様々なスポーツ体験の機会を創出した。スポーツボランティアは、令和5年6月に正式に組織化し、登録者数は90名を超えている。THE ROAD RACE TOKYO TAMA 2023、東京ヴェルディホームゲーム、快汗スポーツDAYへの派遣を行った。【スポーツ振興課】</p> |
| <p>9 スポーツ施設の人工芝に起因するマイクロプラスチックの流出対策について、企業と共同で実証実験を行うことでより効果の高い対策を検討する。また、市民団体と協働した取組を行い、環境に配慮したスポーツ施設を目指す。【スポーツ振興課】</p> | <p>→ 人工芝製造企業との共同による実証実験を進め、テニスコート砂入り人工芝のマイクロプラスチック対策をまとめた全国初のガイドラインを策定、公表した。また、市民団体との協働によりマイクロプラスチックフィルターの維持管理を行うことで、環境に配慮した施設運営を行っている。【スポーツ振興課】</p> |

子ども青少年部の目標

子ども・若者政策課 子ども家庭支援センター
児童青少年課

子ども青少年部長：鈴木 恭智
常勤職員数：110人(令和6年4月1日時点)

■部の役割

- ①児童の福祉に関すること
- ②ひとり親福祉に関すること
- ③幼児教育・保育施設に関すること
- ④青少年に関すること
- ⑤若者に関すること
- ⑥子どもの貧困に関すること

令和6年度

■部の目標

社会全体で少子化が進む中、「子どもまんなか」を念頭に子育て支援事業を積極展開する。「子育てするなら＝多摩」を標榜し、市内事業者と協働して市内・市外へ多摩市の優れた子育て環境を発信する。子どもたちと子どもたちを取り巻く大人が安心できる、居心地の良い子育て環境を引き続き醸成する。

■部の取組方針

子育て世代のニーズを的確に捉え、短・中期的な見通しの下、子ども・子育て計画を策定・実践することで子育て世代に選ばれる街となる。特に未就学児については「多摩市こども誰でも通園制度」を核としつつ、保育サービスの地域偏在対策に取り組む。また、児童・生徒の放課後対策の充実を目指し、児童館のあり方を見定め、学童クラブの校内化を進めるとともに、法人委託による放課後子ども教室の全市展開を見据えた準備を行う。

■「健幸まちづくりにおける部の役割」

子どもたちの健やかな成長を支えるため、子ども家庭支援センターや児童館を中心に、市内子育て支援施設や教育委員会とも連携し、子どもの自主性や社会性を育むとともに、子どもの権利を守る。

■具体的な取組

- 1 ニーズ調査の結果や子ども・子育て会議の意見などを踏まえ、子どもまんなか社会の実現を目指した「(仮称)多摩市子ども・子育てに関する計画」を策定する。【子ども・若者政策課】
- 2 幼稚園・保育所をはじめ子育て関係団体、児童館が連携・協力して「たまこどもフェス」を開催するなど、市内外へ多摩市の充実した子育て環境や子育て支援策、「子育てしやすい多摩」を継続的に発信する。【子ども・若者政策課】
- 3 子ども・若者向けの意見表明やまちづくり参画に関するイベント情報などを発信するウェブサイト「(仮称)子ども・若者の主張」を開設する。また、子どもの権利擁護への意識を醸成するための取組を推進する。【子ども・若者政策課】
- 4 「多摩市こども誰でも通園事業」を4施設で試行実施し、全てのこどもの育ちを応援し、子どもの良質な育成環境を整備するとともに、子育て家庭への支援を充実・強化する。【幼児教育・保育担当】
- 5 妊娠期からの切れ目ない支援の充実を目指し、母子保健・児童福祉の一体的相談支援体制再編について、令和7年度当初を目途に組織の一体化及び「こども家庭センター」の設置に向けた検討を進める。【子ども家庭支援センター】
- 6 子育てひろば(地域子育て支援拠点)について、児童館や保育施設等を含めて幅広く、市内子育て支援施設での展開を検討し、今後の方向性を明確にする。【子ども家庭支援センター】
- 7 子どもが自由に利用できる児童館が、これからの時代変化、社会変化に対応できるよう「児童館のあり方基本方針」の策定を進める。素案に対し、庁内関係部署の意見や議会の意見を反映することで原案化し、児童館利用者を含め、市民との合意形成を図り、夢のある児童館づくりの礎となるような方針を決定する。【児童青少年課】
- 8 放課後子ども教室の週5日の試行実施により確認された「子どもの居場所確認」や「学校の長期休業期間の実施」にも対応できるよう改善を図り、1年目の検証を行っていく。また、学童クラブ需要の変化との関係性を視るために、待機児の対策の必要がある学校での試行拡充に向けた検討も進める。【児童青少年課】

| ■部の目標 | ■部の取組方針 |
|---|---|
| <p>「子育てしやすいまち・多摩」を目指し、子育て中の保護者が楽しく、安心して子育てができる、良好な子育て環境の構築を進める。 また、子ども・若者にとって、多摩市が自分らしくいられ、居心地の良い場所となるよう、子ども・若者目線による取組を展開することを部の目標とする。</p> | <p>・すべての取組について、「子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」を意識した取組を進める。 ・根拠(エビデンス)を大切に取組を進める。 ・市民生活の状況把握に努め、現場感覚、市民との会話・対話を大切に取組を進める。</p> |
| <p>■「健幸まちづくりにおける部の役割」</p> <p>子どもの健やかな成長を支える取組を推進します。そのために、児童館や放課後子ども教室などの事業を通じて、多彩な体験の場を提供し、子どもの自主性や社会性を育む取組を進めます。</p> | <p>(成果)</p> <p>⇒ 児童館や放課後子ども教室などの事業を通じて、多彩な体験の場を提供し、子どもの自主性や社会性を育む取組を進めるなど、子どもの健やかな成長を支える取組を推進した。【児童青少年課】</p> |
| <p>■具体的な取組</p> | |
| <p>1 少子化対策の取組として、たま広報・公式ホームページなどで、本市の子育て環境の良さや、充実した各種制度の情報を発信する。また、市だけでなく市民や事業者と、まちづくりにつながる少子化の対策に試行的に取り組む。【子育て支援課】</p> | <p>⇒ たま広報の特集で、市内外へ本市の子育て環境の素晴らしさや、充実した子育て支援策を発信した。また、国の「こども誰でも通園制度(仮称)」試行的事業への参加を表明したほか、幼稚園・保育所等をはじめ子育て関係団体と連携・協力し「(仮称)子どもまんなかフェス」の開催に向けた取組を進めた。【子育て支援課・児童青少年課】</p> |
| <p>2 食費等の物価高騰に直面し、特に影響を受ける低所得の子育て世帯に対して、「子育て世帯生活支援特別給付金」を支給することにより生活の支援を行う。また、収入や第1子の年齢にかかわらず、0歳から2歳児クラスの第2子の保育料を無償化し、子育て世帯の経済的負担を軽減する。【子育て支援課】</p> | <p>⇒ 低所得の子育て世帯に「子育て世帯生活支援特別給付金」を支給し、生活の支援を行った。また、子どもを2人以上持ちたいと願う方の経済的負担を更に支援するため、0～2歳児クラス及び定期利用保育を利用する第2子以降の保育料を無償化した。【子育て支援課】</p> |
| <p>3 (仮)子ども・子育てに関する計画策定支援を行う委託事業をプロポーザルにより決定する。令和5年度はニーズ調査を完了させ、令和6年度の計画策定の根拠とする。【子育て・若者政策担当】</p> | <p>⇒ プロポーザルにより委託事業者を決定し、幅広い対象にニーズ調査を行い、計画策定の基礎資料として「多摩市子ども・子育てに関する計画策定に係るニーズ調査報告書」にまとめた。【子育て支援課】</p> |
| <p>4 多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例に基づく取組を推進する。子どもの権利擁護の仕組みについて方向性を確定させる。また、意見表明の機会としてWEBでの運用を開始すると共にその周知を推進する。【子育て・若者政策担当】</p> | <p>⇒ 副読本やポスターなど条例の周知啓発ツールを作成し、多摩市人権週間や二十歳の祝賀祭などで、子どもや若者に向けて子どもの権利が保障されていることの周知を図った。また、子ども・若者向けのウェブサイト開設に向けた準備を行った。【子育て・若者政策担当】</p> |
| <p>5 公立保育園の機能強化に向けて、他市及び関係部署との人事交流を行い、保育士等職員のスキルアップをに取り組む。【公立保育園担当】</p> | <p>⇒ 八王子市と保育士の人事交流を行った。その結果、他市のノウハウを吸収し、その後の職務に活かすことができた。また、他の保育士等職員への共有を行ったことで、これまでの保育手法の見直しを図るなどスキルアップにつなげることができた。【公立保育園担当】</p> |
| <p>6 ヤングケアラーの家庭全体を支援する視点において見守り・支援環境を整えるため、他機関・多職種の連携強化を図るとともに、新たに必要なサービスの検討を行う。【子ども家庭支援センター】</p> | <p>⇒ 子ども家庭支援センターに、ヤングケアラーコーディネーターを配置し、教育・高齢・障害等関係部署及び地域の団体と連携しながら早期把握・支援を行った。更に既存の家庭支援サービスを利用できるよう見直しを行った。【子ども家庭支援センター】</p> |
| <p>7 母子保健・児童福祉の一体的相談支援体制再編に向けて、令和6年度を目途に組織の一体化を行う。また、設置場所に関して検討を進める。【子ども家庭支援センター】</p> | <p>⇒ 母子保健・児童福祉の一体的相談支援体制について検討し、母子保健部門及び児童福祉部門と合同で作成するサポートプランや合同会議を令和6年度から実施し、組織体制の整備については継続的な検討課題とした。【子ども家庭支援センター】</p> |
| <p>8 放課後子ども教室の週5日実施校について学童クラブ受託法人や学校との業務区分等の契約調整、事業検証項目の確定、更に令和6年度実施校の調整など拡充に向けた具体的検討を進める。【児童青少年課】</p> | <p>⇒ 10月より、放課後子ども教室の週5日の試行実施を2校で開始した。試行の中での課題検討や事業検証項目の設定を行い、令和6年度からは、出欠通知システム導入と学校の長期休業期間における実施準備を行った。【児童青少年課】</p> |
| <p>9 地域の中で子どもや子育て世代が減少していく一方、児童館には福祉的課題など対応力の強化が求められている。職員数の減少や財政負担の見直し等も勘案しつつ持続可能な子どもの居場所の在り方をハード整備まで範囲を広げて方針策定に取り組む。【児童青少年課】</p> | <p>⇒ 児童館のあり方基本方針の概要案をまとめ、庁内会議の議論を経て方針の骨子を固めた。この際の関係部署からの意見や、児童館長など関係職員の検討会議での意見を反映し、本編の素案を作成した。【児童青少年課】</p> |

健康福祉部の目標

福祉総務課 生活福祉課 健康推進課
健康センター 保険年金課 高齢支援課
介護保険課 障害福祉課

健康福祉部長：伊藤 重夫
保健医療政策担当部長：本多 剛史
常勤職員数：186人(令和6年4月1日時点)

■部の役割

- ①地域福祉に関すること
- ②生活福祉に関すること
- ③保健衛生及び健康に関すること
- ④国民健康保険、後期高齢者医療及び国民年金に関すること
- ⑤高齢者の福祉に関すること
- ⑥介護保険に関すること
- ⑦障がい者の福祉に関すること
- ⑧福祉事務所に関すること

令和6年度

■部の目標

第六次総合計画を踏まえ、令和6年度からスタートする健康福祉部各種の計画を着実に推進する。また、保健、医療、介護、福祉サービスを必要に応じてスピーディーかつ適切に利用できるよう市民、関係機関(事業者)、行政(保険者)の三者連携とDXの推進を図る。これらにより、すべての市民の命と健康、生活を守り、地域で誰もが差別なく、ともに支え合うしくみづくりをさらに進めることを部の目標とする。

■部の取組方針

- 各課の計画を常に意識しながら業務に取り組む。
- 職員一人ひとりがアウトリーチを基本に現場を確認し、現状を十分に把握する。
- 健康福祉部業務を支える多くの関係機関との緊密な連携、協力関係を構築する。
- 様々なサービスをスピーディーかつ適切に利用できるように各種ICTツール(訪問支援・見守り機能)やケース記録の電子化などの研究をスタートする。

■健幸まちづくりにおける部の役割

困難を抱える市民に寄り添いながら、市民の主体的な行動、取組を支援し、「健幸まちづくり」を推進するため、新たにスタートする重層的支援体制整備事業を通じて多摩市版地域包括ケアシステムのさらなる推進を図る。

■具体的な取組

- 参加支援事業やアウトリーチ等を通じた継続的支援事業などの多摩市版地域包括ケアネットワーク連絡会推進事業(重層的支援体制整備事業)を関係機関と連携しながら実施し、地域と関係性が希薄化し、複合的な困りごとを抱えた方が地域や社会資源とつながりを持ち、社会に参加できるよう支援を行う。【福祉総務課】
- いのちとこころのサポートプラン(第2期自殺対策計画)に基づき、子ども・若者などの自殺防止のためにゲートキーパーの周知・養成や自殺未遂者へのケアなどを行い、悩みを抱える方に気づき、寄り添った取組を進める。【福祉総務課】
- 新型コロナの影響が長期化したことや、物価高騰などで貯蓄が減少していることが影響し、生活保護を必要とする方が増えている現状を踏まえ、生活困窮者支援事業との連携を強化し、必要な人が必要に応じて生活保護制度を利用できるよう運営する。また、業務改善を図るためのDX推進に向けて、仕組みを試行・検討する。【生活福祉課】
- 「(仮称)多摩市みんなの笑顔が広がる歯と口の健康を推進する条例」の制定を機に、歯と口腔の健康が全身の健康と深く関係し、健康寿命の延伸にもつながることの周知啓発などをはじめ、条例に基づく取組を進める【健康推進課】
- 妊娠期からの切れ目ない支援の充実を目指し、母子保健・児童福祉の一体的相談支援体制再編について、令和7年度を目途に組織の一体化及び「こども家庭センター」の設置に向けた検討を進める。【健康推進課】
- 「第3期多摩市国民健康保険の運営に関する指針」を策定し、国保財政の安定的運営の確保や、保険給付費に見合った保険税率の設定と徴収及び医療費の適正化等の取組を進める。【保険年金課】
- 第9期高齢者保健福祉計画に基づき、アフターコロナの現状を踏まえた住民同士の支えあいや介護予防、認知症施策がさらに推進されるよう新たな体制整備に取り組む。地域包括支援センターの機能強化に向けて、担当エリアや職員配置等を総合的に検討し、今後の方針を決定する。【高齢支援課】
- 生活支援や介護を必要とする状態にある高齢者が速やかに適切な介護保険サービスが受給できるよう、介護認定審査会及び介護認定調査について新たなシステム等を導入し、業務の改善を進める。【介護保険課】
- 障がいのある方への差別の解消、共生社会の実現に向けた取組として、(仮称)多摩市手話言語条例制定に向けた検討を進め、令和6年度中に条例を施行する。【障害福祉課】
- 発達障がい児(者)への支援のニーズの増加・多様化に対応するために、巡回相談の対象拡充等により、関係機関とのネットワークの強化を図る。また、発達・教育初回相談窓口の更なる周知及び市民の利便性の向上を図るため、Webフォームを用いた受付を導入する。【発達支援担当】

| ■部の目標 | ■部の取組方針 |
|---|---|
| <p>市民の命と健康、暮らしを守るため、常に市民目線に立ち現場の状況を踏まえながら業務に取り組む。また、健康二次被害対策や生活困窮者対策等、長引くコロナ禍の影響により顕在化した問題の解決に引き続き取り組むとともに、令和6年度からの各種計画更新に向け、将来を見据えた議論を深めることを部の目標とする。</p> | <p>■市民との対話や現場の確認等を通じて、業務に関わる現状を把握 ■健康福祉部業務を支える多くの関係機関との緊密な連携、協力 ■困難を抱える市民に寄り添いながら、市民の主体的な行動、取組を支援し、「健幸まちづくり」を更に推進</p> |
| ■「健幸まちづくりにおける部の役割」 | (成果) |
| <p>すべての市民の命と健康、生活を守るために、何らかの困難を抱える市民を地域ぐるみで見守り、ともに支え合うしくみを構築し、市民の「健幸」の基盤づくりを更に進める。そのために、多摩市版地域包括ケアシステムの具体化やエビデンス・ベースに基づく事業の推進に取り組む。</p> | <p>各所管課における計画更新に際しては、市民の声を丁寧に聞き現場の状況を踏まえながら進めることができた。また、医師会や歯科医会、地域包括支援センターなどを始めとした多くの関係機関と緊密な連携、協力を図りながら事業を推進するとともに具体的なケース対応においても取組を進めることができた。</p> |
| ■具体的な取組 | (成果) |
| <p>1 分野別、対象者別の相談支援体制では対応が困難な市民に対して、多様な機関が横断的に連携し、適切な支援に結び付けること等を目的とした多摩市版地域包括ケアネットワーク連絡会を本格始動させるとともに、重層的支援体制整備事業を令和6年4月から開始するための体制整備に取り組む。【健幸まちづくり推進室・福祉総務課】</p> | <p>⇒ 多摩市版地域包括ケアネットワーク連絡会を本格始動させ、代表者会議(2回)、エリア別情報交換会(5エリア、上期1回、下期1回)を実施、随時で事例検討会を行い、多機関協働を行った。また、多摩市重層的支援体制整備事業実施方針を1月に策定し、同事業の必須事業となる参加支援事業とアウトリーチ等を通じた継続的支援事業の制度設計・予算計上を行い、令和6年4月から事業を開始できるようにした。【健幸まちづくり推進室・福祉総務課】</p> |
| <p>2 コロナ禍の影響を踏まえながら新たに、ひきこもり当事者の方が自宅以外で日中を安心して過ごすことができ、他者との関係構築などの経験を積むことができる居場所事業を「しごと・くらしサポートステーション」で行う。また、いのちとこころのサポートプラン(多摩市自殺対策推進計画)の改定を行い、困難を抱える人たちに寄り添う取組を進める。【福祉総務課】</p> | <p>⇒ しごと・くらしサポートステーションにおいて5月から居場所事業を開始し、ほっとしながら日中を安心して過ごすことができるよう、利用者とともに居場所の環境を整えた。また、いのちとこころのサポートプラン(第2期多摩市自殺対策推進計画)を令和6年3月に策定し、子ども・若者向けの自殺対策を重点施策に独自に加え、関係機関との連携や協力を深めることで、誰も自殺に追い込まれることのない多摩市の実現を目指して自殺対策を推進することとした。【福祉総務課】</p> |
| <p>3 コロナ禍以降、生活保護を必要とする方が増えている現状を踏まえ、生活困窮者支援事業との連携を強化し、取り残しのないよう生活保護制度を運営する。また、生活保護受給世帯の子どもたちに対する塾費用の補助として、これまでの償還払いに加えてスタディクーポンでの支払い方法を追加し、コーディネートの仕組みを導入してよりきめ細やかな学習支援を行う。【生活福祉課】</p> | <p>⇒ 生活困窮者支援事業との連携を強化しつつ、利用者に寄り添った生活保護制度を運営した。また、令和5年7月よりスタディクーポンを導入し、19件の申請があった。仕組みにおいても委託事業者と協議を重ね、よりきめ細やかな学習支援を行うことができた。【生活福祉課】</p> |
| <p>4 新型コロナウイルス感染症が感染症法上2類相当から5類へ移行後も、必要な情報発信に努め、新型コロナワクチン接種については、令和6年度以降の安定的な制度のもとによる実施を見据え、集団接種から個別接種移行のための準備を進める。また、第4次食育推進計画策定、(仮称)歯科口腔保健推進条例制定に向けた検討を進める。母子保健においては、子ども家庭支援センターと連携し、令和6年度からすべての妊産婦、子育て世代、子どもへの一体的相談支援体制構築に向けた準備を行う。【健康推進課】</p> | <p>⇒ 新型コロナウイルス感染症の5類移行に際し、市民に必要な情報提供や相談窓口の設置を行った。また、ワクチン接種は定期接種化への移行を見据え、個別医療機関を中心とした接種体制の構築を行った。第4次食育推進計画及び(仮称)歯科口腔保健推進条例については、それぞれ年度内に、計画策定及び素案を取りまとめることができた。母子保健と児童福祉の一体的相談支援体制については、次年度から、サポートプランや合同会議を実施することとし、組織の整備は継続的な検討課題とした。【健康推進課】</p> |
| <p>5 市民一人ひとりが健康で自分らしく生活を送ることができるよう、令和6年度から6年間の計画となる「第3期多摩市国民健康保険データヘルス計画」を策定する。また、本計画に基づき、健診結果やレセプトデータの分析を行いながら、特定保健指導等の保健事業を展開し、市民の健康保持・増進と共に医療費の適正化を図る。【保険年金課】</p> | <p>⇒ 「第3期多摩市国民健康保険データヘルス計画」と併せて、「第4期特定健診等実施計画(法定計画)」を一体の計画として策定を行った。また「健診結果異常値放置者」に対し、医療機関への受診勧奨を行い、疾病の早期発見、重症化予防を目的とした保健事業を行った。【保険年金課】</p> |
| <p>6 高齢者実態調査や関係者の意見を参考に、第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定する。コロナ禍でさらに拡大している健康二次被害対策として、通いの場の活動支援やフレイル予防事業を継続する。認知症施策推進協議会を設置して認知症高齢者への対策を充実し、高齢者に寄り添った事業を展開する。【高齢支援課】</p> | <p>⇒ 第9期計画を策定し、今後3年間の高齢者施策の方向性を定めた。健康二次被害対策として、通いの場等への活動支援を行うとともに、デジタルデバイス対策を開始した。認知症施策推進協議会を設置し、認知症施策を重点的に検討する体制を整備した。【高齢支援課】</p> |
| <p>7 介護保険制度の適正な運営に取り組む、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供されるよう、介護保険事業者連絡協議会と連携して取り組む。また、介護保険運営協議会等の意見を聞きながら、第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に取り組む。【介護保険課】</p> | <p>⇒ 令和5年9月に介護保険事業者連絡協議会と連携し、介護保険制度の周知啓発を目的とし、「アドバンス・ケア・プランニング」をテーマに介護保険市民フォーラムを実施した。また、介護保険運営協議会において地域区分、市町村特別給付、第1号保険料について協議いただき、意見を反映した第9期多摩市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定した。【介護保険課】</p> |
| <p>8 障がいのある方への差別の解消、共生社会の実現に向けた取組として、(仮称)多摩市手話言語条例の制定に向けた検討を開始するほか、多摩市障がい者基本計画・多摩市障害福祉計画・多摩市障がい児福祉計画の改定に取り組む。【障害福祉課】</p> | <p>⇒ 多摩市障がい者基本計画・第7期多摩市障害福祉計画・第3期多摩市障がい児福祉計画が一体となった、多摩市障がい者(児)福祉計画を策定した。また、(仮称)多摩市手話言語条例の制定に向け、市民アンケートの実施及び多摩市手話言語条例検討委員会での検討を行った。【障害福祉課】</p> |
| <p>9 コロナ後の新しい生活様式の中、発達障がい児(者)の地域の相談の入り口として、早期に発達支援室につながるよう更なる発達・教育初回相談窓口の周知と相談体制の充実を図る。発達障がいの普及啓発によるインクルージョンの推進や巡回相談等を使った各機関への専門的なアドバイスの実施、親支援の充実、教育委員会や子育て支援課、健康推進課等関係機関との連携強化を図る。【発達支援担当】</p> | <p>⇒ 発達・教育初回相談窓口の周知として、公立の新小学生、新中学生全員へのリーフレット配布を行った。発達障がいの普及啓発講座や巡回相談、多摩市版ペアレントプログラム等を実施し、地域での発達障がいの支援体制の構築を図った。教育センター、子ども家庭支援センター、健康推進課等関係機関との連携により、相談支援の強化を図った。【発達支援担当】</p> |
| <p>10 各課の業務において、健幸まちづくりの要素を取り入れて最大限に取り組むための業務サイクルを構築するなど、健幸まちづくりのさらなる推進に向けた庁内推進体制の構築に取り組む。健幸都市実現に向けた市民の意識啓発として、高齢期及び障がい者差別解消をテーマとしたシンポジウムを開催する。【健幸まちづくり推進室】</p> | <p>⇒ 各課で選定した健幸プラス項目を健幸まちづくり推進本部で共有するなど、各課で健幸まちづくりの要素を取り入れて業務を進める体制としたほか、行政の取組方針である健幸まちづくり基本方針を改定し、全庁で健幸まちづくりに取り組んだ。また、シンポジウムは2回、7月に「アドバンス・ケア・プランニング」、12月には障がい者差別解消・多様性をテーマとして開催した。【健幸まちづくり推進室】</p> |

都市整備部の目標

都市計画課 道路交通課

都市整備部長: 佐藤 稔
常勤職員数: 49人(令和6年4月1日時点)

■部の役割

- ①都市計画及び都市計画事業に関すること
- ②開発、整備及び区画整理に関すること
- ③住宅政策に関すること
- ④道路、河川及び土木に関すること
- ⑤交通対策に関すること

令和6年度

■部の目標

住みたくなるまち”多摩市”の実現に向けて、安全で魅力的な都市インフラを備えた街づくりの推進を部の目標とする。

- ① 自然災害発生の未然防止策を講じ日常生活が続けられる街の構築。
- ② だれもが行きたい所に、行きたい時に行ける移動環境の構築。
- ③ 賑わいとやすらぎが調和した街並みの構築。
- ④ 住みたい所にいつまでも住み続けられる居住環境の構築。

■部の取組方針

都市整備部の職員は、以下の5項目を念頭に業務に取り組む。

- ① 職員一人一人が誰からも信頼される行動を心掛ける。
- ② 市民の要望・意見は丁寧に聴き取り、対応は迅速に行う。
- ③ 自らの仕事にはビジョンを持って臨み、計画的に実施する。
- ④ 視野を広くして、情報収集を心掛け、市民ニーズを把握する。
- ⑤ 仲間と協力し合える風通しの良い職場風土を更に醸成する。

■健全まちづくりにおける部の役割

都市環境・交通環境の基盤整備を通して、ウォーカブル推進都市を具体化し、居心地が良く歩きたくなるまちなかと、健全な生活を享受できる都市環境を整える。そのために、歩行者も自転車も安心できる空間づくりと、周辺施設と調和した環境の形成を目指し、多摩市無電柱化推進計画に基づく優先的に整備を進める路線の無電柱化に取組を進めるとともに、歩行者・自転車の共生を図れる環境や、出歩きたくなる歩行空間の整備に向けた取組を進める。

■具体的な取組

社会情勢の変化、多摩市が抱える様々な課題などを踏まえ、将来を見据えた計画的なまちづくりを推進するため、都市計画マスタープランの改定を行う。あわせて、駅拠点のまちづくりとして永山駅周辺の再構築や多摩センター地区のハード整備(まちづくり)を見据えた(仮)

- 1 称)多摩センター地区まちづくり方針と、居心地が良くなるまちなかづくりに向けた多摩センター駅周辺地区都市再生整備計画の策定を関係者と連携して進める。また、延伸ルート案が示された多摩都市モレールについて、町田方面・八王子方面への延伸促進に向け、必要な取組を進める。【都市計画課・ニュータウン再生担当】

- 2 南多摩尾根幹線の諏訪・永山地区沿道北側における産業・業務・商業などへの土地利用転換について、令和5年度に引き続き、プラットフォームでまちづくりへの効果等についてヒアリングしていく。雇用や賑わいの創出に向けて、都市計画マスタープラン改定(令和6年度末予定)以降の都市計画変更(用途地域等)に備えて、誘致する機能の条件整理を進める。【ニュータウン再生担当】

- 3 駅近接の立地を生かした複合市街地の実現を目指し、聖蹟桜ヶ丘北地区土地区画整理事業(関戸一丁目20番地)施行後の敷地内におけるA敷地(東側)の大規模開発事業、B敷地(中央)の商業・業務施設の順次開業に続き、残るC敷地(西側)の大規模開発事業について、市の玄関口にふさわしい商業・業務施設と住宅の調和した、一体性のある建築物の整備を街づくり条例の手続を行うなかで協議し誘導する。【街づくり担当】

- 4 多様なライフスタイルや家族形態に対応した良質な住宅ストックを長期に渡って確保するため、適正な管理を推進するとともに、耐震化や省エネ化等の大規模改修及び建替え事業における準備・検討・計画・実施の各段階に応じた支援制度を周知し、利用を促進することで、住宅ストックの所有者や管理組合の取組みを支援する。また、市内の空き家等の増加実態を把握するための調査を実施する。【住宅担当】

- 5 多摩センター地区をはじめとする自転車歩行者専用道路の「安全な遊歩道空間の実現方法」や、「賑わいに資する遊歩道空間の使い方」に向けた課題や方向性を定める。昨年度来行ってきたレンガ坂における歩行者と自転車の通行方法における社会実験、意見交換会、アンケート等を参考に暫定的な安全な通行方法の提示や、路面表示等を行い、今後の多摩センターエリア一体における通行方法の礎となる検討を行う。【道路交通課】

- 6 多摩市街路樹よくなるプラン改定版における改善モデル路線の市民との意見交換会等を活かした整備を完了し、供用後の評価を行うとともに、新たな改善モデル路線の更新案の検討、市民意見交換会などを実施して、街路樹の持続可能な維持管理を踏まえた更新案の検討に着手する。主要な路線における街路樹の樹木診断等を行い、診断結果に基づき倒木などの恐れがある危険な樹木の伐採を行う。維持管理における効率的・効果的なあり方・契約手法などについて、業務範囲、実施内容、関係課との共同実施などを検討し、次年度以降発注に向けた設計などを進める上での基本方針を作成する。【道路交通課】

- 7 「都市防災機能の強化」、「安全で快適な歩行空間の確保」、「良好な都市景観の創出」の観点から、「多摩市無電柱化推進計画」に位置づけた優先的に無電柱化を整備する路線の一つである市道1-3号幹線(明神橋通り)の本体工事等に着手する。また、市道1-28号線の拡幅整備に伴う無電柱化事業に先立ち、事業実施に向けた関係事業者との基本協定を締結し、今年度は無電柱化工事の設計に着手して、来年度以降から最終整備形態まで、順当に工事が進行するよう基本協定を締結した事業者と協議を継続していく。【道路交通課】

- 8 少子高齢化や生活様式の変化による交通需要の現状、2024年問題に伴う交通事業者の環境変化を踏まえ、次期交通マスタープラン策定のための調査を進めるとともに、交通事業者との協議を開始し、大きな方向性を模索する。あわせて、市民の利便性の向上を目指し、公共交通の機能の補完、地域の活性化や観光振興等に資するシェアサイクルの本格実施に向けて、条件整理と事業者の選定を行う。【交通対策担当】

| ■部の目標 | |
|-------|--|
| | <p>住みたくなるまち”多摩市”実現に向けて、安全で魅力的な都市インフラを備えた街づくりの推進を部の目標とする。</p> <p>① 自然災害が発生しても、日常の生活が続けられる街の構築。 ② だれも行きたい所に、行きたい時に行ける移動環境の構築。 ③ 賑わいとやすらぎが調和した街並みの構築。 ④ 住みたい所にいつまでも住み続けられる居住環境の構築。</p> |

| ■「健幸まちづくりにおける部の役割」 | |
|--------------------|--|
| | <p>都市環境・交通環境の基盤整備を通して、ウォーカブル推進都市を具体化し、居心地が良く歩きたくなるまちなかと、健康的な生活を享受できる都市環境を整える。そのために、歩行者も自転車も安心できる空間づくりと、周辺施設と調和した環境の形成を目指し、多摩市無電柱化推進計画に基づく優先的に整備を進める路線の無電柱化に取組を進めるとともに、歩行者・自転車の共生を図れる環境や、歩きたくなる歩行空間の整備に向けた取組を進める。</p> |

| ■具体的な取組 | |
|---------|--|
| 1 | <p>社会情勢の変化、多摩市が抱える様々な課題などを踏まえ、将来を見据えた計画的なまちづくりを推進するため、都市計画マスタープランの改定を進める。あわせて、多摩センター地区のハード整備(まちづくり)を見据え、(仮称)多摩センター地区まちづくり方針及び多摩センター駅周辺地区都市再生整備計画の策定に向け、社会実験を実施等の取組を進める。また、延伸のルートが示された多摩都市モノレールについて、町田方面・八王子方面への延伸促進に向け、必要な取組を進める。【都市計画課】</p> |

| | |
|---|--|
| 2 | <p>諏訪・永山地区において、「南多摩尾根幹線沿道土地利用方針」をもとにプラットフォームを立ち上げ、民間企業等からの土地利用のアイデアや提案を引き出していく。その上で、都市計画マスタープランの中間まとめに内容を反映し、ニュータウン再生に資する土地利用転換(用途地域等の変更)に繋げていく。【ニュータウン再生担当】</p> |
|---|--|

| | |
|---|--|
| 3 | <p>駅近接の立地を生かした複合市街地の実現を目指し、聖蹟桜ヶ丘北地区土地区画整理事業(関戸一丁目20番地)施行後の敷地内におけるA敷地(東側)の大規模開発事業に続き、残るB敷地(中央)の商業・業務施設、C敷地(西側)の大規模開発事業について、市の玄関口にふさわしい商業・業務施設と住宅の調和した、一体性のある建築物の整備を多摩市街づくり条例の手法を行うなかで協議し誘導する。【街づくり担当】</p> |
|---|--|

| | |
|---|---|
| 4 | <p>安全・安心に住み続けられ、多様な世帯に魅力ある住宅ストックを確保するため、適正な管理を推進するとともに、建替え・改修事業における準備・検討・計画・実施の各段階に応じた支援制度を周知し、利用を促進することで住宅ストックの再生に向けた管理組合の取組を支援する。【住宅担当】</p> |
|---|---|

| | |
|---|---|
| 5 | <p>多摩センター地区における中央図書館の建設に併せて、レンガ坂の3年目改修工事を行う。改修工事では、滑りにくい舗装や街路樹の一部更新、イベント利用が可能な電気・給排水設備を整備し完了する。また、住宅市街地総合整備事業の一環である諏訪・永山ふれあいの道の改修工事の2年目改修工事を行う。改修工事では、令和3年度に得た市民からの要望や、工事説明会等での要望に配慮した街路樹の更新や道路施設を整備し完了する。【道路交通課】</p> |
|---|---|

| | |
|---|--|
| 6 | <p>多摩センター地区をはじめとする自転車歩行者専用道路の「歩行者と自転車の共存による安全な遊歩道空間の実現方法」や、「イベント等の賑わいに資する遊歩道空間の使い方」などの策定に向けた課題や方向性を定めるため、利用状況等の調査や先行都市、有識者からの情報収集などを行い、関係機関、事業者、市民などと共ルール作りを進めていくためのワークショップや実証実験等を行い、基本的な検討を実施する。【道路交通課】</p> |
|---|--|

| | |
|---|---|
| 7 | <p>「都市防災機能の強化」、「安全で快適な歩行空間の確保」、「良好な都市景観の創出」の観点から、「多摩市無電柱化推進計画」に位置づけた優先的に無電柱化を整備する路線の一つである市道1-3号幹線(明神橋通り)の支障移設工事等に着手する。また、市道1-28号線の拡幅整備に伴う無電柱化事業に先立ち、事業実施に向けた関係企業者等との協議を実施する。【道路交通課】</p> |
|---|---|

| | |
|---|---|
| 8 | <p>少子高齢化や生活様式の変化による交通需要の現状を把握するとともに、交通事業者の動向を注視し、令和元年度に策定した「多摩市地域公共交通再編実施計画」の見直しも含めた交通不便地域の実証実験の今後の方向性について検討を進める。【交通対策担当】</p> |
|---|---|

| ■部の取組方針 | |
|---------|---|
| | <p>都市整備部の職員は、以下の5項目を念頭に業務に取り組む。</p> <p>① 職員一人一人が誰からも信頼される行動を心掛ける。 ② 市民の要望・意見は丁寧に聴き取り、対応は迅速に行う。 ③ 自らの仕事にはビジョンを持って臨み、計画的に実施する。 ④ 視野を広くして、情報収集を心掛け、市民ニーズを把握する。 ⑤ 仲間と協力し合える風通しの良い職場風土を更に醸成する。</p> |

| (成果) | |
|------|--|
| → | <p>歩きたくなるまちの具現化に向け、レンガ坂の3か年工事を完了した。令和5年度は劣化したレンガタイルからアスファルト舗装に全面更新を行い、ベンチの設置など施設の利便増進に向けた工事を行った。諏訪・永山ふれあいの道については、危険な樹木を撤去し、広い通行空間の確保と明るい通行空間を実現するための街路灯更新や樹木の間引き等を行った。また、無電柱化推進事業については、明神橋通りの既存インフラ施設の支障移設を行うと共に、市道1-28号線は、事業の前進に当たり事業全般を委託する企業との基本協定締結を行った。</p> |

| (成果) | |
|------|--|
| → | <p>都市計画マスタープランの改定に向け、学識・市民委員等により構成される「多摩市都市計画に関する基本的な方針改定特別委員会」及び市の課長職で構成される「多摩市都市計画に関する基本的な方針改定検討委員会」において改定に向けた検討を行い、改定骨子案の取りまとめ及び中間報告説明会を実施し、市民ワークショップにおいて拠点別・地域別の検討を行った。また、(仮称)多摩センター地区まちづくり方針及び多摩センター駅周辺地区都市再生整備計画の策定に向け、社会実験や市民ワークショップを実施した。多摩都市モノレール延伸の町田方面・八王子方面への延伸促進に向けた対応として、町田市と共に「多摩都市モノレール町田方面延伸沿線まちづくり検討会」を設置し、検討を進め、「モノレール沿線まちづくり構想」を策定した。【都市計画課】</p> |

| | |
|---|---|
| → | <p>諏訪・永山地区の南多摩尾根幹線北側沿道について、設立したプラットフォームの登録会員(民間事業者)等から土地利用のアイデアを個別にヒアリングし、多摩ニュータウン再生推進会議で都市計画マスタープラン改定骨子案(中間まとめ)への提案内容をとりまとめた。これをもとに、雇用や賑わいの創出に向けて、産業・業務・商業などへの土地利用転換(用途地域等の変更)の方針を盛り込んだ。【ニュータウン再生担当】</p> |
|---|---|

| | |
|---|--|
| → | <p>聖蹟桜ヶ丘北地区土地区画整理事業施行後の敷地内で多摩川に面した街区で実施されている開発事業は、A敷地(下流側)タワーマンションは、令和4年10月竣工し入居が開始された。B敷地(中央)商業・業務施設は、令和5年12月以降順次開業し、令和6年2月4日(日)にオープニングセレモニーを挙行することが出来た。残るC敷地(上流側)分譲マンションは、令和7年1月竣工予定で工事が進められている。【街づくり担当】</p> |
|---|--|

| | |
|---|---|
| → | <p>管理組合による主体的な取組を支援し、住宅ストックの再生を促進する為、住宅アドバイザー派遣、マンション管理セミナー、再生セミナー等を実施した結果、1管理組合が優良建築物等整備事業(既存ストック再生型)の補助事業を活用し、長寿命化に資する大規模改修事業を実施した。【住宅担当】</p> |
|---|---|

| | |
|---|--|
| → | <p>中央図書館の建設に併せて、レンガ坂の3年目改修工事を行い中央図書館開館までに全ての工事を完了させ、図書館開館当日とその後の運営に支障なく開放することができた。諏訪・永山ふれあいの道の改修工事の2年目改修工事では、市民要望に配慮した街路樹更新等を行い、年度内に工事を完了させることができた。【道路交通課】</p> |
|---|--|

| | |
|---|--|
| → | <p>「安全な遊歩道空間の実現方法」として、レンガ坂で自転車レーンを設置するなどの社会実験を行った。意見交換会や有識者の意見を踏まえた社会実験により、一定の効果があつたものの、自転車の走行スピード抑制などが課題として残っている。併せて「遊歩道空間の使い方」について、レンガ坂においてキッチンカー等を設置して社会実験を行ったが、賑わいに資する十分な効果を得るには至らなかった。【道路交通課】</p> |
|---|--|

| | |
|---|--|
| → | <p>市道1-3号幹線(明神橋通り)の支障移設工事等については、水道、ガス、下水道の移設工事に着手し、完了した。市道1-28号線の拡幅整備に伴う無電柱化事業については、設計等から工事まで関係事業者と協議を行い、事業実施に向けた基本協定を締結することが出来た。【道路交通課】</p> |
|---|--|

| | |
|---|--|
| → | <p>新型コロナ5類移行後の鉄軌道、バス、タクシーの需要推移、運賃改定やダイヤ改正等の交通環境の急激な変化や今後の見通しを踏まえ、交通事業者や市議会等との対話を進めて来た。交通不便地域における実証実験の実施を優先せず、「多摩市地域公共交通再編実施計画」については、個別の見直しではなく、次期交通マスタープランの策定にあわせて、全体的な整理を行うこととした。【交通対策担当】</p> |
|---|--|

環境部の目標

環境政策課 公園緑地課
資源循環推進課 資源化センター

環境部長：小柳 一成
特命事項担当部長：小柳 一成
常勤職員数：42人(令和6年4月1日時点)

■部の役割

- ①環境の保全、回復及び創出に関すること
- ②公園及び緑化に関すること
- ③廃棄物の処理、減量及び再利用に関すること

令和6年度

■部の目標

都市機能を備えつつ、豊かな緑に恵まれた本市の自然環境等を、持続可能なより良い状態で次世代に引き継ぐために「気候非常事態宣言」に掲げる地球温暖化対策等の取組を充実させるとともに、市民から親しまれる特色のある公園づくりを市民協働で進めていく。また、「4R+リニューアブル」の推進により、ごみの減量化と資源化を更に促進させていくことを部の目標とする。

■部の取組方針

常に以下の点を心がけ、市民・地域・民間事業者との協働により各施策を推進する。

- ◆現場に出る、傾聴するを大切にし、市民ニーズを的確につかむ
- ◆新しい技術や手法等、時代の変化にアンテナを張る
- ◆報告・連絡・相談を密にし、風通しの良い職場を醸成
- ◆全員で、市政の課題を発見し、知恵を集めて解決する協力体制を
- ◆多様な媒体を活用した分かりやすい情報発信により、市民・地域の共感を得る

■健幸まちづくりにおける部の役割

本市の魅力の1つである「公園・みどり」の特色づくりや価値向上に向けて、「ウォーカブル推進都市」や「健幸まちづくり」の視点を踏まえ、楽しみながら健幸的な生活を実感できる環境づくりを進める。Park-PFI制度を活用した多摩中央公園改修整備事業や「せいせきカワマチ」エリア、(仮称)連光寺6丁目農業公園において、居心地がよく、訪れたい憩いの場の創造、回遊性の高いまちづくりを市民とともに進める。

■具体的な取組

- 1 令和5年度から開始した気候市民会議について、近隣自治体と合同で、みどりと環境基本計画書の具体取組項目から複数のメニューを選定し、市民とともに実現させるプログラムへと実施形式を改める。また、行動変容を促す仕組みとして継続・拡大させていくため、自治体連携会議の立ち上げを目指す。【環境政策課】
- 2 生物多様性の保全を推進するため、国際的なオンラインサービスiNaturalist(アイ・ナチュラリスト)を活用し、原峰公園や桜ヶ丘公園などの重点調査地区を中心に市内全域の生きもの生息状況調査を市民参加型で実施する。【環境政策課】
- 3 創エネ・省エネ補助事業の受付期間を通年化し申請しやすい制度に改めるとともに、再エネ電力に切替えた市民への協力金制度や、暑さ対策としてのミスト設備補助制度の新設により、地球温暖化の緩和と適応に対する市民の行動の後押し、機運醸成を図る。【地球温暖化対策担当】
- 4 地球温暖化実行計画(区域施策編)の具体取組を推進するため、国の重点対策加速化事業の採択により特定財源の確保を目指すとともに、市民や市内事業者への補助制度の創設や拡充を図る。【地球温暖化対策担当】
- 5 多摩中央公園及びグリーンライブセンターの改修工事について、令和7年4月1日の全面再開園に向けて、工事を着実に進める。また、中央公園においては、全体の竣工に先立って、令和6年4月中旬に子育て連携スペース(子どもテラス)、令和6年7月中旬にきらめきの広場エリアを竣工させ、部分開園を行う。【公園緑地課】
- 6 令和5年度に策定したパークマネジメント計画に基づき、公園機能の区域再編や樹木管理のモデル事業を実施し、今後市域内の他のエリアに展開していくためのモデル形成を図る。また、街路樹も含めた樹木管理の効率的・効果的なあり方・契約手法などについて、庁内関係課と検討を開始し、次年度以降の発注に向けた基本方針を作成する。【公園緑地課】
- 7 市内飲食店と連携し、Motteco容器の作成・配布による食品ロスの削減と食べきり協力店加入店舗の拡大を図る。また、エコショップ等と連携し、ごみ減量・資源循環(食品ロス・プラスチックの削減、4Rの推進等)のポスターやポップを作成・掲示することにより、市民への啓発、小売事業者によるばら売りやプラスチックの削減などの取組を進める。【資源循環推進課】
- 8 アプリやXを用いて、ごみ・資源の分別や家庭・個人でできるエコ活動の情報を定期的に発信するとともに、著名で親しみのある講師による出前型の環境講演会を小・中学校で開催するなどにより、若年世代や子育て世代への啓発強化を図る。また、粗大ごみ収集受付業務について、多様な媒体を用いた積極的な広報により、令和5年12月開始のオンライン決済の利用を拡大し、当該業務の従事時間の削減を図る。【資源循環推進課】

| ■部の目標 | ■部の取組方針 |
|--|---|
| <p>都市機能を備えつつ、豊かな緑に恵まれた本市の自然環境等を、持続可能なより良い状態で次世代に引き継ぐために「気候非常事態宣言」に掲げる地球温暖化対策等の取組を充実させるとともに、市民から親しまれる特色のある公園づくりを市民協働で進めていく。また、ごみ処理の適正化を引き続き進め、ごみの減量化と資源化を更に促進させていくことを部の目標とする。</p> | <p>常に以下の点を心がけ、市民・地域・民間事業者との協働により施策を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆現場に出る、傾聴するを大切にし、市民ニーズを的確につかむ ◆新しい技術や手法等、時代の変化にアンテナを張る ◆報告・連絡・相談を密にし、風通しの良い職場を醸成 ◆全員で、市政の課題を発見し、知恵を集めて解決する協力体制を ◆多様な媒体を活用した分かりやすい情報発信により、市民・地域の共感を得る |
| ■「健幸まちづくりにおける部の役割」 | (成果) |
| <p>本市の魅力の1つである公園の特色づくりや価値向上に向けて、「ウォーカブル推進都市」や「健幸づくり」の視点を踏まえ、楽しみながら健幸的な生活を実感できる環境づくりを進める。令和5年度においても、Park-PFI制度を活用した多摩中央公園改修整備事業や一ノ宮公園拡張整備事業において、居心地がよく、訪れたい憩いの場の創造、回遊性の高いまちづくり、を市民とともに進める。</p> | <p>多摩中央公園改修整備事業においては、第1期工事が完了し、中央図書館前エリアの部分開園を行った。また、一ノ宮公園拡張整備事業についても芝生広場整備工事と芝生の養生期間を経て、自由な活動ができる広場として開放を行った。両事業とも、整備されたエリアを活用したイベントなどを市民や事業者と連携して実施し、回遊性や新たな賑わいを生み出すことができた。【公園緑地課】</p> |
| ■具体的な取組 | (成果) |
| <p>50名の市民を無作為抽出等で募り、全5回シリーズで多摩市気候市民会議を開催し、提案された市民意見を具体の取組に反映させるとともに、市民説明会やパブリックコメントなどを開催しながら、市民主体で「次期多摩市みどり環境基本計画」を令和6年3月までに策定する。【環境部全課】</p> | <p>無作為抽出者で募った45名の市民によって、5月～7月に気候市民会議を全5回シリーズで実施した。議論した結果を「脱炭素に向けた市民からの提案」としてまとめるとともに、具体の取組項目として「第3次多摩市みどり環境基本計画」に反映した。【環境部全課】</p> |
| <p>生物多様性の保全について、幼少期から大人まで多様な世代が楽しく学び・体験できる機会として、専門家や市民団体、民間事業者など多様な主体と連携しながら生物多様性セミナーを全10回シリーズで開催する。また、長年大きな問題となっているムクドリ対策として、新たに携帯型鳥獣対策用LED照明「ホロライト・チェッカーズ」を使用して集団飛来による騒音やふん害の改善を目指す。【環境政策課】</p> | <p>市民団体や企業、専門家など多様な主体と連携のうえ、生物多様性セミナーを10回実施(計233名参加)し、生物多様性について、楽しく学び・体験できる機会を創出した。また、聖蹟桜ヶ丘駅周辺で、携帯型鳥獣対策用LED照明「ホロライト・チェッカーズ」を使用した追い払いを16回実施し、多数のメディアに取り上げられるなど本市のムクドリ対策のPRIにもつながった。【環境政策課】</p> |
| <p>令和4年度に中央大学と連携して市内河川で行ったマイクロプラスチック流出実態調査結果等を参考に、一人ひとりの意識啓発・具体の行動につなげていくための啓発動画を市民及び市民団体等と協働で制作する。【環境政策課】</p> | <p>市民団体や市内中学校と協働のうえ、約8分間のマイクロプラスチック啓発動画を制作し、YouTube多摩市公式チャンネルで配信を行った。また、動画サイトにつながるQRコードを作成し、たま広報や政策情報誌など多様な媒体を用いて市民周知を図った。【環境政策課】</p> |
| <p>気候非常事態宣言の目的である地球温暖化対策を推進する取組として、国の地域脱炭素移行再エネ推進交付金の事業である「脱炭素先行地域づくり事業」と「重点対策加速化事業」に申請し採択を目指す。【地球温暖化対策担当】</p> | <p>令和5年4月に第3回「脱炭素先行地域づくり事業」に不採択となったことを受け、環境省と打合せを重ね、全ての指摘事項を改善し、第4回に申請したが再度不採択となった。そのため、「重点対策加速化事業」の採択に向け取り組むこととし、3月15日に申請を行った。結果は4月末頃に環境省より公表される。【地球温暖化対策担当】</p> |
| <p>省エネ家電買換補助事業により、省エネ性能の高い家電への切替を促進しCO2排出削減に取り組むと共に、市民の物価高騰対策と市内販売店への支援を行う。また、住宅用創エネ・省エネ機器等導入補助事業について、国や都の補助制度との併用や市内事業者活用により導入費用を大幅に低減できることから、家電買換補助事業と併せ分かりやすい啓発PRを行う。【地球温暖化対策担当】</p> | <p>省エネ家電買換補助事業については、広報HPIに加え市内販売店とも協力し積極的に啓発したことで、7月下旬までに予定額を全て執行した。住宅用創エネ・省エネ機器等導入補助事業については、東京都や市内事業者との連携などにより、当初予定の約2倍の申請があったことを受け、補正対応し申請者全員に補助を行った。【地球温暖化対策担当】</p> |
| <p>Park-PFI制度を活用した多摩中央公園改修・運営事業について、契約締結に関する事業者との協議を整え、今後の進め方やスケジュールを固め、市民にも分かりやすく周知し、共有を図りながら、取組を進める。【公園緑地課】</p> | <p>事業者と協議を重ね、庁内外へ丁寧な事前説明を実施のうえ、令和5年6月20日から工事に着手し、令和5年10月末に中央図書館前のエリアを部分開園した。その後、令和7年4月のオープンに向けて、閉鎖エリアを順次拡大しながら、工事スケジュール等について現地掲示やHP等を活用し、市民理解を得ながら事業を進めた。【公園緑地課】</p> |
| <p>今後の公園更新の進め方や、公園管理運営手法のあり方、樹木の維持管理手法のあり方などを整理し、「多摩市公園施設長寿命化計画」の改訂を行う。【公園緑地課】</p> | <p>アンケートによる市民意識調査や市内8地域でワークショップを実施し、今後の公園のあり方等について、市民とともに新たに「多摩市パークマネジメント計画」を策定した。また、この計画と整合性を図り「多摩市長寿命化計画」の改定を行った。【公園緑地課】</p> |
| <p>飲料メーカーとの協定に基づき令和5年度より開始するペットボトルの水平リサイクルにあわせ、市民から収集する使用済ペットボトルの品質向上に取り組む。具体には、排出時のルール(キャップを外す、ラベルを剥がす、中をすすぐ)の徹底に向け、①事前周知活動、②排出指導の強化、③不適正なものは収集しない、の3段階で取り組む。【資源循環推進課】</p> | <p>ペットボトル分別ルール徹底を予定どおり3段階で実施するとともに、自治会等各種団体への協力依頼や出前説明会開催のほか、SNS広告、デジタルサイネージ、環境講演会の開催、個別排出指導など、様々な周知啓発活動を推進した。その結果、分別ルールが守られていないものの割合は、5月時点の約30%から約0.6%へと大きく改善した。【資源循環推進課】</p> |
| <p>令和5年3月に策定した多摩市一般廃棄物処理基本計画に掲げる5つの目標(ごみの発生抑制と減量推進、ごみの適正処理に向けた分別の徹底、資源の有効活用、食品ごみの削減、プラスチックの削減)の達成に向け、令和5年度は、40ℓプラスチック袋作成による可燃ごみの削減、リチウムイオン電池等の行政回収の開始、飲料メーカーとの協定に基づく出前教室の実施、難再生古紙の再資源化の検証等を、市民や市民団体、民間事業者との連携により推進する。【資源循環推進課】</p> | <p>リチウムイオン電池等の行政回収は4月から、40ℓプラスチック袋の販売は12月から開始した。また、コロナで実施できていなかった事業系一般廃棄物許可業者の内容物調査の再開、大規模事業所への立ち入り調査の件数増、ごみ減量化・リサイクル推進ガイドブックの改定等を行い、事業系ごみの排出抑制や啓発活動を進めた。【資源循環推進課】</p> |

会計課の目標

会計管理者：岩本 俊行
常勤職員数：8人（令和6年4月1日時点）

■課の役割

- ①現金の出納及び保管を行うこと
- ②小切手を振り出すこと
- ③有価証券の出納及び保管を行うこと
- ④現金及び財産の記録管理を行うこと
- ⑤支出負担行為に関する確認を行うこと
- ⑥決算を調製し、これを市長に提出すること
- ⑦その他法令に特別の定めがあるものを除き、会計管理者が行う会計管理の権限に属する事務の補助を行うこと

令和6年度

■課の目標

公金の収入・支出の執行に際し、支出負担行為等の各手続が法令や条例・規則等に基づき公正・適正に行われているかを効率的に審査する。また、公金の保管・運用において、支払準備金を確実に確保するとともに、安全かつ効果的に運用することを課の目標とする。

■課の取組方針

- ◆公正・適正な出納事務の執行及び会計事務処理能力の向上
- ◆公金の確実かつ効率的な管理・運用
- ◆決算認定に向けた計画的な事務執行

■具体的な取組

- 1 全庁的な会計事務処理能力向上や事務ミス減少のため、各種手引きの更新、実務研修の実施や平易な表現による会計事務情報の定期的な発信を行う。
- 2 基金の運用について、安全性を堅持しながら収益率の高い運用を達成するため、経済・社会情勢に関する情報を入手・分析し、資金の残高状況をふまえて適切に債券運用等を行うことで、120%超の運用益を確保する。
- 3 議会の決算認定に向け、具体的なスケジュールや実施内容を関係者間で共有し、適宜、予算執行状況や収支状況を把握することで、期限までに決算の調製を行う。
- 4 収納手法の動向や金利状況等をふまえ、指定金融機関等の公金収納業務の安定的な継続に必要な取組の検討及び見直しを行う。

| ■課の目標 | ■課の取組方針 |
|---|--|
| <p>公金の収入・支出の執行に際し、支出負担行為等の各手続が法令や条例・規則等に基づき公正・適正に行われているかを効率的に審査する。また、公金の保管・運用において、支払準備金を確実に確保するとともに、安全かつ効果的に運用することを課の目標とする。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ◆公正・適正な出納事務の執行及び会計事務処理能力の向上 ◆公金の確実かつ効率的な管理・運用 ◆決算認定に向けた計画的な事務執行 |
| ■具体的な取組 | (成果) |
| <p>全庁的な会計事務処理能力向上のため、各種手引きの更新、</p> <p>1 実務研修の実施や平易な表現による会計事務情報の定期的な発信を行う。</p> | <p>⇒ 定例的な研修実施(4回)のほか、会計事務において各課から問い合わせが多い事項や特定時期にのみ発生する事務等についてまとめたワンポイントアドバイスを作成し、適切な処理方法について全庁に情報発信した(計7回)。</p> |
| <p>2 基金の運用について、安全性を堅持しながら収益率の高い運用を達成するため、経済・社会情勢に関する情報を入手・分析し、資金の残高状況をふまえて適切に債券運用等を行うことで、前年比120%超の運用益を確保する。</p> | <p>⇒ 基金残高の状況をふまえ、基金運用計画を見直し、運用額を拡大して定期預金及び債券購入を行うこととした。金融機関等の担当者と定期的に情報交換を行い、起債情報、市場や債券金利動向などの情報を入手・分析しながら、より収益が見込めるタイミングで債券運用等を行い、前年度比140%(5,500千円)増の18,928千円の運用益を確保した。</p> |
| <p>3 議会の決算認定に向け、具体スケジュールや実施内容に関係者間で共有し、適宜、予算執行状況や収支状況を把握することで、期限までに決算の調製を行う。</p> | <p>⇒ 期間内に決算調製を終え、議会の決算認定を受けることができた。</p> |
| <p>4 地方税統一QRコードの導入や低金利状況等をふまえ、指定金融機関等の公金収納業務の安定的な継続に必要な取組の検討及び見直しを行う。</p> | <p>⇒ 指定金融機関等の関係機関と調整を行い、関連業務における令和6年度の費用負担額の見直しや業務の効率化に係る調整を行った。</p> |

下水道部の目標

下水道課

下水道部長:横堀 達之
常勤職員数:13人(令和6年4月1日時点)

■部の役割

- ①公共下水道事業の計画及び認可に関すること
- ②下水道事業の予算の編成、執行管理及び決算に関すること
- ③公共下水道施設の維持管理に関すること
- ④下水道への排水に関すること

令和6年度

■部の目標

安定した下水道経営のもとで、質の高い下水道サービスを持続していくとともに、安全・安心で快適なまちづくりへの貢献と良好な水環境の保全により、市民の誰もが健幸に暮らし続けられる豊かなまちの次代への継承を部の目標とする。

■部の取組方針

- 1、下水道施設の継続的な機能確保により快適な生活を未来につなげ、自然と共生し、環境保全に取り組む。
- 2、地震・浸水などの災害に強いまちづくりにより、市民の生命と財産を守るための事業に取り組む。
- 3、下水道の適正管理と財政見直しにもとづく、下水道経営の基盤強化により、持続可能な下水道経営の確立に取り組む。

■健幸まちづくりにおける部の役割

市民が健康で幸せな日々を過ごせるまちの実現を目指して、清潔で快適な生活環境を持続させるため、良質な下水道サービスを提供していくとともに、下水道事業の啓発を行うために設置したデザインマンホール蓋やマンホールカード配布事業について、ウォークアブル推進都市への活用を継続する。

■具体的な取組

1 令和4・5年度において実施した下水道排水区画割施設平面図の修正を踏まえ、法定計画である多摩市公共下水道事業計画の期間延伸等の変更を行う。

2 予算化された工事及び委託案件について、適正な工期を確保して契約できるよう計画的な発注業務に努めるとともに、確実な契約履行を図るため適切な監督業務を行い、円滑かつ適切な下水道施設の整備・改修・更新・維持管理に取り組む。

3 排水設備について、今後の広域化・共同化などの状況変化にも留意しながら、法令等に基づく指導を行い、排水設備設置後の現地立会検査により誤接続等の防止を図る。また、事業場等からの排水による水質事故について、環境部や東京都流域下水道本部などと連携して発生防止に取り組む。あわせて、下水道事業の啓発を目的とした広報チラシ(多摩市下水道通信)の配布について、引き続き実施する。

4 令和5～7年度の3箇年で進めている市独自の治水対策方針策定の取組みについて、令和6年度は雨水管理方針を委託により策定するとともに、庁内の検討委員会において全般的な協議を進める。

5 過去に実施した雨天時浸入水調査において、浸入水量が多いと判定された施設等の改善対策を促進するとともに、引き続き、広報チラシ(多摩市下水道通信)を活用した浸入水対策全般の啓発を行う。

6 所有資金を有効活用するため、市場金利等の動向を注視したうえで、引き続き、運用収益の増額を図る。また、より効果的な運用手法についての検討を行う。

| ■ 課の目標 | ■ 課の取組方針 |
|---|---|
| <p>安定した下水道経営のもとで、質の高いサービスを持続していくとともに、安全・安心で快適なまちづくりと良好な水環境の保全、循環型社会形成への貢献、市民が健康に暮らし続けられる豊かなまちの次代への継承を課の目標とする。</p> | <p>1、下水道施設の継続的な機能確保により快適な生活を未来につなげ、自然と共生し、環境保全に取り組む。 2、地震・浸水などの災害に強いまちづくりにより、市民の生命と財産を守るための事業に取り組む。 3、下水道の適正管理と財政見通しにもとづき、下水道経営の基盤強化により、持続可能な下水道経営の確立に取り組む。</p> |
| ■ 「健幸まちづくりにおける課の役割」 | (成果) |
| <p>市民が健康で幸せな日々を過ごせるまちの実現を目指して、清潔で快適な生活環境を持続させるため、良質な下水道サービスを提供していくとともに、下水道事業の啓発を行うために設置したデザインマンホール蓋やマンホールカード配布事業により、ウォーカブル推進都市に向けた取組を支援する。</p> | <p>⇒ 良質な下水道サービスの提供を継続するとともに、マンホールカードを市内4箇所ずつ配布することで、出歩きや市内回遊を促進した。(令和5年度配布枚数 15,781枚) また、年に1度発行している広報チラシ(多摩市下水道通信)に健幸まちづくりの啓発記事を掲載し市内全戸に配布した。</p> |
| ■ 具体的な取組 | (成果) |
| <p>1 多摩市公共下水道事業計画の根拠資料となる排水区画割施設平面図について、今後、ニュータウン再生事業に関する団地の建替え等の協議に必要となることから、令和4年度に引続き資料の修正を実施する。</p> | <p>⇒ 予定どおり、令和4・5年度の2箇年で排水区画割施設平面図の修正委託を完了した。</p> |
| <p>2 予算化された工事及び委託案件について、適正な工期を確保して契約できるよう計画的な発注業務に努めると共に、確実な契約履行を図るため適切な監督業務を行い、円滑かつ適切な下水道施設の整備・改修・更新・維持管理に取り組む。</p> | <p>⇒ 令和5年度に予定していた工事及び委託については、適正な工期を確保し計画的に発注を行い、年度内に完了した。</p> |
| <p>3 排水設備について、今後の広域化・共同化などの状況変化にも留意しながら、法令や東京都排水設備要綱に基づく指導を行い、排水設備設置後の現地立会検査により誤接続等の防止を図る。また、事業場等からの排水による水質事故について、環境部や東京都流域下水道本部などと連携して発生防止に取り組む。あわせて、下水道事業の啓発広報(浸水対策、雨天時浸入水対策等)の配布について、引き続き実施する。</p> | <p>⇒ 令和5年度は、307件の排水設備の届け出を受理し、現地立ち合い検査等を実施して適切な排水設備が設置されたことを確認した。また、関係機関との連携により、水質事故の防止に取り組んだ結果、大きな事故の発生はなかった。下水道事業の啓発については、広報チラシ(多摩市下水道通信)を9月に発行し全戸配布した。</p> |
| <p>4 下水道施設の強靱化を目的に、内水浸水リスクを把握するための内水浸水シミュレーションを実施するとともに、多摩市下水道総合治水対策方針の策定に向け、引き続き庁内の検討委員会で検討を進める。</p> | <p>⇒ 委託により、内水浸水シミュレーションを実施し、降雨規模別の内水浸水想定区域図を作成した。今後(6年度)、ハザードマップへの反映による浸水リスク情報の周知等に活用する。</p> |
| <p>5 雨天時の汚水溢水事故の防止や下水道施設の健全な供用状況を維持するため、雨天時浸入水の調査などの取組を進める。</p> | <p>⇒ 令和5年度は、大栗幹線を対象とした汚水排水系統の雨天時浸入水調査を実施し、浸入水発生状況の確認をした。また、引き続き東京都と連携を図り、今後の対応等について協議した。</p> |
| <p>6 所有資金を有効活用し、市場金利等の動向も考慮したうえで、資金運用収益の増額を図る。</p> | <p>⇒ より利率の高い定期預金への新規預け入れを行い、運用収益の増額を実現した。</p> |

教育部の目標

教育振興課 永山公民館 関戸公民館
図書館 学校支援課 学校給食センター
教育指導課 教育センター

教育部長:小野澤 史
常勤職員数:132人(令和6年4月1日時点)

■部の役割

- ①教育委員会の会議に関すること
- ②職員の人事に関すること
- ③教育予算の総括に関すること
- ④公立の小学校及び中学校の設置、管理及び廃止に関すること
- ⑤学校教育の指導に関すること
- ⑥学校給食に関すること
- ⑦社会教育及び社会教育施設に関すること
- ⑧文化財の保護に関すること

令和6年度

■部の目標

多摩市教育委員会の目標である、
(1)子どもたちの生きる力の育成
(2)学校・家庭・地域の連携・協働の拡充
(3)豊かな地域づくりに向けた学びの支援
を達成するために、第二次多摩市教育振興プランに掲げる取組を確実に推進する。

■部の取組方針

1. 部内各部署や関係団体も含めた各チーム内で、目指すべき目標を対話や様々な機会を通じて十分に共有し、共通認識を持つ。
2. また、その目標をどのように実現していくか、その手法とそれぞれの役割分担を、各部署、各組織内で明確にし、共有する。
3. そのうえで、各部署、各職員がそれぞれの役割を責任をもって果たす。

■健幸まちづくりにおける部の役割

持続可能な社会の担い手である児童・生徒一人ひとりの生きる力を育むとともに、持続可能な社会の実現のための市民の学びの場と機会を確保する。
そのために、不登校対策の一つである「あたごSpace」の実施や子育て世帯の負担軽減のための学校給食費無償化、また、読書活動振興計画の更新作業、国登録有形文化財の保存活用計画策定等を進める。

■具体的な取組

鶴牧中学校の大規模改修工事(1/2年目)を着実に実施し、安全で安心な教育環境の整備を進めるとともに、多摩第三小学校用地拡張に向けて、隣接地
1 権者と協議を行い、買収に向けた合意形成を図る。また、現状の教育を取り巻く環境や、社会情勢を踏まえながら、教育振興プランにおける「基本施策」の更新を行う。【教育振興課】

児童・生徒、市民の学びを支援するため、学校開放施設や文化財施設、八ヶ岳少年自然の家等で市民活動の場と体験学習の機会を提供する。また、2ヶ
2 年で予定している都指定文化財である稲荷塚古墳の2年目の暫定整備を着実に実施するとともに、国登録有形文化財の保存活用計画の令和7年度策定に向けて検討を開始する。【社会教育・文化財担当】

義務教育標準法に基づき、令和7年度は小学校の全学年を35人学級で編制できるよう、通年に渡り、児童数の把握及び学校施設の使用状況確認等、調
3 整を行う。
また、令和6年度から東京都公立学校給食費負担軽減事業を活用し、市内小・中学校児童・生徒の学校給食費無償化を実施する。【学校支援課】

一人1台タブレット端末を活用し、不登校をはじめ、子ども一人ひとりの状況に応じた学びと支援を充実する。また、地域・家庭・関係機関の共通理解を得な
4 ながら、ESDによる探究的な学びの実施や部活動の地域連携・移行に向けた協議会を開催する。【教育指導課】

コミュニティ・スクールと地域学校協働本部を両輪とし、学校・家庭・地域が連携・協働した教育活動を推進する。また、一人1台端末の機器の更新準備を進
5 め、校務支援システムによる学校の職務効率化を支援するとともに、学びの多様化学校の開設検討を進める。【教育協働担当】

第三次多摩市特別支援教育推進計画の策定に着手し、子どもの声・市民の声を反映させながら第二次多摩市特別支援教育推進計画の評価を踏まえ、
6 策定を行う。発達・教育初回相談窓口のさらなる周知及び市民の利便性の向上を図るため、Webフォームを用いた受付を導入する。【教育センター】

学校と連携したクラス訪問による食の指導や食育推進に取り組む。生ごみを堆肥化し、資源循環の取組みを行う。学校給食センター建替え候補地の比較
7 検討と選定、基本計画の策定に着手する。【学校給食センター】

関戸・永山両館の組織が統合され新体制が始動し、これまで以上に利用しやすい社会教育施設を目指して引き続き業務内容を見直し、整理を行い柔軟
8 で効果的な管理運営を行っていく。また、地域課題や多様化する環境の変化など、利用者のニーズを捉え、積極的に事業展開していく。事業展開にあたっては、デジタル機器を活用してオンライン配信を行い、現場による対面や別会場、自宅など、どこにいても「学べる場」や「つながる場」を創出する。【公民館】

多摩市読書活動振興計画と多摩市子どもの読書活動推進計画を統合した「(仮称)第二次多摩市読書活動振興計画」の策定に向けて検討を開始する。
9 中央図書館の運営、サービスを着実に実施するとともに市民や近隣施設等と協働でイベントを実施する。また、市民への情報提供、課題解決支援のため、電子書籍も含め計画的に資料収集するとともに、各図書館で基本的な図書館サービスの提供を行った上で、学校、庁内関係課、関係機関と連携した企画展示、講座、事業実施を行う。【図書館】

■部の目標

市民の学び(学校教育・社会教育)を支え、新型コロナウイルス感染症対応も新たなフェーズに突入する中においても、安全・安心を守り、第二次多摩市教育振興プランに掲げる取組を確実に推進する。
 学びの支援に際しては、市民の安全を優先するとともに、学びの場と機会の充実を図り、SDGs達成に向け「誰一人取り残さない」教育活動を展開する。

■「健幸まちづくりにおける部の役割」

GIGAスクールにより整備したデジタルツールを最大限活用し、学びの個別最適化を進め、VLP(バーチャル・ラーニング・プラットフォーム)等も活用した不登校児童・生徒の教育機会の充実及び支援に取り組む。また、コロナ後の新しい生活様式に適應した児童・生徒・市民の心と体の健康維持向上に留意した学校教育・社会教育活動を推進する。

■具体的な取組

- 老朽化が進行している学校施設について、安全で良好な教育環境を整備する取組を着実に進める。また、多摩第三小学校建替基本構想を決定し、これをもとに保護者や地域、児童、教職員とともに基本計画策定に向けて検討を進める。【教育振興課】
- 新型コロナウイルス感染症対策を図ったうえで、児童・生徒、市民の学びを支援するため、学校開放施設や文化財施設、八ヶ岳少年自然の家等で市民活動の場と体験学習の機会を提供する。また、指定文化財の暫定整備を2ヶ年掛けを進めるとともに、登録文化財の寄付等関係者と調整を進め必要な手続きを行い、文化財施設の更なる活用に向けた検討の準備を整える。【社会教育・文化財担当】
- 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が、令和5年5月8日から5類に移行されることに伴い、国や東京都から発出される新型コロナウイルス感染症に関する情報の統括や、新型コロナウイルスに関する多摩市教育委員会の対応方針の見直し等を行い、教育部全体及び各学校に適切な対応等を情報提供することにより感染症対策を継続して行う。また、義務教育標準法に基づき、令和6年度の小学1年生から小学5年生までを35人学級で編成できるよう、児童数の把握及び学校施設の使用状況確認や調整を行う。【学校支援課】
- 「誰一人取り残さない」ために、日々の教育活動の中で、一人1台端末の活用や地域と連携した教育活動など、様々な学びを組み合わせながら、児童・生徒一人ひとりの状況に合わせた学びを提供していく。また、コロナ後の新しい生活を児童・生徒及び教職員にとって「よりよい日常」としていくために、心身の健康維持・向上と教職員の働き方改革を一層推進する。さらに、気候非常事態宣言や「多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」を踏まえ、ESD(持続可能な開発のための教育)を通じた児童・生徒の主体性、選択、意思決定を尊重した探究的な学習や活動の充実に取り組む。【教育指導課】
- 全校に導入したコミュニティ・スクールについて、学校運営協議会の運営状況などの検証を行い、学校経営の一層の充実を図る。また、地域学校協働活動は、引き続きコロナの状況に対応しながら活動の支援を行う。一人1台のタブレット端末や令和5年1月に更新完了した校務支援システムについては、学校現場の使用状況を確認し、効果的な活用ができるよう支援を行う。不登校特例校の開設については、引き続き場所を含め検討していく。また、不登校支援の新たな手法としてVLP(バーチャル・ラーニング・プラットフォーム)の活用した支援を検討していく。【教育
- 新しい生活様式の中で児童・生徒の心への影響を早期に発見し、相談につながるよう、発達・教育初回相談窓口の更なる周知と相談体制の強化を進める。適応指導(日本語教室)ではVLP(バーチャル・ラーニング・プラットフォーム)の活用をし日本語の習得が困難な児童・生徒への交流の機会を設ける。また、子どもがICTを健康的に利用できるよう理解促進を進める。第二次多摩市特別支援教育推進計画の中間評価を行う【教育センター】
- 学校給食の残量調査結果をもとに栄養士による献立改善や調理等の工夫を続け、児童・生徒が美味しく食べられる給食を提供する。また、学校や栄養教諭と連携して授業や給食時間の中で、SDGsを意識した給食を通して食の大切さが学べるような指導や啓発を行い、食品ロス削減や食育の推進に取り組む。新センター建替えまでの間、施設の老朽化に伴う適切な維持管理につとめ、建替えに向けた取組スケジュールと方針を立案し、候補地の比較検討と庁内調整を図る。【学校給食センター】
- 公民館の総合力の向上を図ることを目的として、事業内容や管理運営体制を整理し、組織体制の見直しを行う。新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえながら、社会教育事業を積極的に実施するとともに、柔軟で効果的な事業運営、施設管理を行う。また、教育部関係課との連携事業としてデジタル機器等の導入に伴う体の健康についての講座を実施する。【永山公民館・関戸公民館】
- 中央図書館の令和5年7月の開館に向けて、備品等の環境整備や移転・資料配架、管理運営方針に掲げた利用者サービスを着実に実施するためのオペレーション確認、閉館・開館イベント等の実施を計画的に進める。また、市民への情報提供、課題解決支援のため、電子書籍も含め計画的に資料収集するとともに、各図書館で学校、庁内関係課、関係機関と連携した企画展示、講座、事業実施を行う。【図書館、中央図書館整備担当】

■部の取組方針

学校教育・社会教育の場面において、コロナ後の新しい生活様式への適應を図るとともに、市民(子ども・大人)の気持ちや環境に寄り添い、取組を進める。
 小中学校に配備したICT機器の活用をはじめ、気候非常事態宣言に対応する環境配慮型の取組、大規模施設改修など、各事業の実施に際しては市民・利用者の声に耳を傾け、意識して柔軟な姿勢で各課の取組を進める。

(成果)

令和5年度は、仮想空間を活用した不登校支援対策(多摩市フレキシブルスクールOnlineを10月から開始するとともに、令和6年度からのチャレンジクラス「あたごSpace」の開設準備を行う等、不登校及び不登校傾向にある児童・生徒の教育機会の充実及び支援に取り組んだ。
 また、不登校対策に関わらず、様々な背景により支援が必要な児童・生徒の学びの確保や、令和5年7月にオープンした多摩市立中央図書館に代表される市民の学びの確保に努めた。

(成果)

- 大規模改修工事において、聖ヶ丘小学校の2ヶ年目の工事を施工し、予定されていた全ての工事が完成し、良好な教育環境を確保した。
 多摩第三小学校建替基本構想を策定することができた。そして、学校や地域から強く要望された敷地拡張にむけ、土地所有者と協議する準備を進めた。【教育振興課】
- 新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う見直しを図りながら、児童・生徒、市民の学びを支援するため、学校開放施設や文化財施設、八ヶ岳少年自然の家等で市民活動の場と体験学習の機会を提供した。また、2ヶ年で予定している指定文化財の暫定整備の1年目の整備を予定通りに行い、登録文化財の寄付を予定通り実行するとともに活用に向けた検討の準備を整えた。【社会教育・文化財担当】
- 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が、令和5年5月8日から5類に移行されることに伴い、国や東京都から発出される新型コロナウイルス感染症に関する情報の統括や、新型コロナウイルスに関する多摩市教育委員会の対応方針の見直し等を行い、教育部全体及び各学校に適切な対応等を情報提供することにより感染症対策を継続して行った。また、義務教育標準法に基づき、令和6年度の小学1年生から小学5年生までを35人学級で編成できるよう、児童数の把握及び学校施設の使用状況確認や調整を行い準備を完了した。【学校支援課】
- 不登校児童・生徒について、その状況を10の段階に分析し、オンラインを活用した授業等を行ったり、各学校の家庭訪問・面談等の充実を図ったりするなど、一人ひとりの状況に合わせた指導や支援を充実させた。また、東京都のメンタルサポート事業を活用した臨床心理士等による全教職員面談を実施し、働きやすい職場環境づくりを推進した。ESDについては、令和6年2月に開催した「子どもみらい会議」において、発表校の取組と関連する市役所関係部の職員も参加して協議を行い、児童・生徒が主体となり、よりよい多摩市の実現に向けた提言を発信した。【教育指導課】
- コミュニティ・スクールでの学校運営協議会や、地域学校協働活動での地域学校協働本部への参加及び推進員の支援を行った。令和5年1月に導入した校務支援システムの更新では、運用方法の見直しなどを行った。不登校特例校開設構想の再検討にあたっては市内での設置検討のため、情報収集や関係機関等との調整を行った。、令和5年度10月から、新たな不登校対策として、仮想空間を活用した多摩市フレキシブルスクールオンライン(VLP)の運用を開始した。【教育協働担当】
- 発達・教育初回相談窓口は、新小学生、新中学生すべてにリーフレットを配布したり、就学相談は保育所、幼稚園園長会での周知やポスター掲示等を行い、周知を図った。相談を希望した時にタイムリーに相談できる体制を整備した。VLP(バーチャル・ラーニング・プラットフォーム)の活用をし日本語の習得が困難な児童・生徒への交流の機会を11月から3回実施した。また、子どもがICTを健康的に利用できるよう理解促進を進める動画を作成し、各学校に配布、HPに掲載した。第二次多摩市特別支援教育推進計画の中間評価を行い、第三次多摩市特別支援教育推進計画の準備を行った。【教育センター】
- 学校給食の残量調査結果をもとに献立改善につなげた。学校と連携してクラス訪問や給食指導の食育推進に取り組んだ。学校給食センターの建替え候補地の比較検討まで至らなかったが、行革本部会議で建替えの必要性や現状と課題を共有した。【学校給食センター】
- 事業内容や管理運営体制を整理し、両公民館の組織統合を行った。新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、これまで中止や縮小してきた事業も感染対策を講じながら実施するとともに、柔軟で効果的な事業運営、施設管理を行った。デジタル機器等の導入に伴う体の健康についての講座については、経済観光課及び女性センターと連携し、市内事業者の協力を得て実施した。【永山公民館・関戸公民館】
- 中央図書館の開館に向けて、備品等の環境整備や利用者サービスの準備等を着実に進め、施設の開館とその後の安定運営につながった。また、本館閉館や中央図書館開館、図書館開館50周年に合わせたイベント等を実施した。それにより、図書館の利用促進が図られ、多摩センター駅周辺の賑わいの一助となった。また、電子書籍も含め計画的に資料を収集・提供し、各図書館で学校や関係課、関係機関等と連携した企画展示、講座、事業を実施した。【図書館、中央図書館整備担当】

監査委員事務局の目標

監査委員事務局長: 小林 弘宜
常勤職員数: 4人(令和6年4月1日時点)

■局の役割

- ① 監査委員の秘書交際に関すること
- ② 監査、検査、審査等の実施並びに報告の送付及び公表に関すること
- ③ 都市監査委員会に関すること
- ④ その他監査事務に関すること

令和6年度

■局の目標

地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づき、市及び下水道事業会計の財務執行に関して、独立した立場からその執行の適正性、妥当性等の観点で監査、審査及び検査を実施し、それらの結果を監査委員として市長及び関係者へ報告するとともに、市民へ公表することにより、市民福祉の増進、効率的な行政の執行の確保、市政に対する市民の信頼度を高めることに寄与することを局の目標とする。

■局の取組方針

- 令和2年4月に策定した「多摩市監査基準に関する規程」に基づき、監査等を実施する。
- 監査の機会を通して、監査の意義・機能について、庁内職員の理解を高める働きかけを行う。
- 監査委員を支える職員として知識及び技術の習得に努める。

■具体的な取組

- 1 市長から審査に付された決算書について、関係証拠書類等により計数を確認し、予算の執行と会計処理、基金の運用状況、財政の健全化判断比率等の審査を行い、監査委員の意見等を市長に提出する。

- 2 「令和6年度監査年間計画」に基づき、合規性、正確性、経済性、効率性、有効性の観点で踏まえて、第1回は議会事務局、オンブズマン事務局、企画政策部、会計課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局を対象に、第2回は全部局を対象に定期監査(財務監査及び行政監査)を実施する。

- 3 「令和6年度例月出納検査実施計画」に基づき、会計管理者が管理する一般会計及び3特別会計、12基金に係る現金出納、あわせて地方公営企業法を適用している下水道事業会計の現金出納を対象に、事務が適正に行われているか、毎月末に検査を実施する。

- 4 「多摩市監査基準に関する規程」に則り、過去の指摘事項やリスクの程度を勘案した重点的・効果的な監査・審査を実施する。実施にあたっては、監査の質の向上に努める。

令和5年度

■局の目標

地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づき、市及び下水道事業会計の財務執行に関して、独立した立場からその執行の適正性、妥当性等の観点で監査、審査及び検査を実施し、それらの結果を監査委員として市長及び関係者へ報告するとともに、市民へ公表することにより、市民福祉の増進、効率的な行政の執行の確保、市政に対する市民の信頼度を高めることに寄与することを局の目標とする。

■局の取組方針

- 令和2年4月に策定した「多摩市監査基準に関する規程」に基づき、監査等を実施する。
- 監査の機会を通して、監査の意義・機能について、庁内職員の理解を高める働きかけを行う。
- 監査委員を支える職員として知識及び技術の習得に努める。

■具体的な取組

- 1 市長から審査に付された決算書について、関係証拠書類等により計数を確認し、予算の執行と会計処理、基金の運用状況、財政の健全化判断比率等の審査を行い、監査委員の意見等を市長に提出する。

(成果)

→ 市長から審査に付された令和4年度決算書について、関係証拠書類等により計数を確認するとともに、予算の執行と会計処理、各基金の運用状況、財政の健全化判断比率等を審査した。8月14日に講評を行い、監査委員の意見書を市長に提出した。

- 2 「令和5年度監査年間計画」に基づき、合規性、正確性、経済性、効率性、有効性の観点で踏まえて、健康福祉部を対象に、定期監査(財務監査及び行政監査)を実施する。

→ 定期監査は、健康福祉部を2回に分けて実施した。第1回は、生活福祉課、保険年金課、介護保険課、障害福祉課を対象とし、第2回定期監査は、福祉総務課、健康推進課、健康センター、高齢支援課、健幸まちづくり推進室を対象とした。それぞれ監査終了後に、監査結果の報告書を作成し、市長等へ提出した。

- 3 「令和5年度例月出納検査実施計画」に基づき、会計管理者が管理する一般会計及び3特別会計、13基金に係る現金出納、あわせて地方公営企業法を適用している下水道事業会計の現金出納を対象に、事務が適正に行われているか、毎月末に検査を実施する。

→ 「令和5年度例月出納検査実施計画」に基づき、毎月末に、会計管理者が管理する4会計、13基金に係る出納検査と、地方公営企業法を適用している下水道事業会計の出納検査を実施し、検査結果の報告書を市長及び市議会議長へ提出した。

- 4 「多摩市監査基準に関する規程」に則り、過去の指摘事項やリスクの程度を勘案した重点的・効果的な監査・審査を実施する。実施にあたっては、監査の質の向上に努める。

→ 過去の監査等における指摘事項を正しく把握するとともに、事務執行におけるリスク等を勘案した上で、監査・審査を実施した。実施にあたっては、事実を正確に把握し、着眼点に沿って取り組むことにより、監査の質の向上に努めた。

選挙管理委員会事務局の目標

選挙管理委員会事務局長：高階 靖哲
常勤職員数：4人（令和6年4月1日時点）

■局の役割

- ①公告式に関すること
- ②委員会の会議に関すること
- ③明い選挙推進協議会及び明い選挙推進委員会に関すること
- ④各種選挙に伴う啓発に関すること
- ⑤直接選挙に関すること
- ⑥各種選挙の管理執行に関すること
- ⑦選挙争訟に関すること
- ⑧政党及び政治活動に関すること
- ⑨その他選挙事務に関すること

令和6年度

■局の目標

各種法令に基づく公平かつ適正な選挙事務の執行と各種選挙に対する市民等の関心を高めるための効果的な啓発事業の実施を局の目標とする。

■局の取組方針

- 1 公平かつ効率的な選挙執行計画を作成し、選挙事務を執行する。
- 2 投票率向上のための主権者意識を高める方策に取り組む。
- 3 継続的に適正な選挙事務を遂行して行く体制を構築する。

■具体的な取組

- 1 令和6年7月7日投・開票の東京都知事選挙の事務を適正に執行する。また、将来に亘って適正かつ安定した選挙事務を執行できるよう、事務継承や事務効率化の手法を検討する。
- 2 衆議院の解散選挙が行われる可能性があることから、解散となった場合に適正かつ効率的に選挙事務を執行できるよう、事前に対応項目の整理やスケジュール作成を行う。
- 3 選挙制度の周知や有権者への投票行動の喚起など、通常時・選挙時における啓発活動について、現行取組に加え、より効果的な手法や新たな手法を検討、実行する。
- 4 人口の偏在による投票区のアンバランスについて、区割りや投票所の見直し案を作成、課題や取組事項を整理したうえで、実現に向けた具体的な取組を行う。

令和5年度

■局の目標

適正な選挙事務の執行と効果的な啓発事業の実施を局の目標とする。

■局の取組方針

- 1 公平かつ効率的な選挙執行計画を作成し、選挙事務を執行する。
- 2 投票率向上のための主権者意識を高める方策に取り組む。
- 3 継続的に適正な選挙事務を遂行して行く体制を構築する。

■具体的な取組

(成果)

- 1 令和5年4月23日に投・開票の多摩市議会議員選挙の選挙事務を適正に執行し、当選人を確定する。⇒ 議員定数26名に対し、立候補者は38名となった。投・開票事務を適正に執行し、即日、当選人を確定した。全体投票率は、前回より0.79ポイント上昇し47.35%となった。
- 2 小中学校での主権者教育出前授業について、教育委員会や学校、明い選挙推進協議会などと連携しながら実施する。⇒ 市内小中学校等に授業の概要や目的を明示し、実施を希望する学校と日時や内容等の調整を行った。小学校12校、中学校2校、高校1校、特別支援学校1校の合計16校で主権者教育出前授業を実施した。
- 3 有権者等の利便性を図ると同時に、業務改革を図るDX(デジタルトランスフォーメーション)を検討し、進めて行く。⇒ システム標準化の対象とされている選挙人名簿管理システムについて、標準仕様に基づく新たな名簿管理手法について、紙媒体から電子媒体に移行する際の課題や対応方法を整理した。
- 4 人口の偏在による投票区のアンバランスを、区割りや投票所の見直しも含めて関係機関との調整を図る。⇒ 各投票区の有権者数を洗い出し、偏在の現状を分析した。また、区割りの検討に必要な、新たな投票所の候補となる公共施設の抽出及び視察を実施した。